



影響評価ハンドブック 及び影響評価ツールキット

英国内閣府 (Cabinet Office)

平成19年8月

(財) 農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

この冊子は、英国内閣府（Cabinet Office）が 2007 年 4 月 2 日に公表した「影響評価ガイダンス（Impact Assessment Guidance）」及び同年 5 月 14 日に公表した「影響評価ツールキット（Impact Assessment Toolkit）」を、内閣府のより良い規制局（Better Regulation Executive）の許可を得て、翻訳し、冊子にしたものである。

同局の Stephen Clively 氏のご好意に対し、心から感謝するしだいである。

This publication is a translation of "Impact Assessment Guidance" issued on April 2, 2007, and "Impact Assessment Toolkit", issued on May 14, by the Cabinet Office of UK. We would like to acknowledge Mr. Stephen Clively, Senior Regulatory Reform Advisor at the Better Regulation Executive of the Cabinet Office, for granting permission for this translation.

目次

謝辞

I	新たな影響評価は、透明性を増大させ、規制を改善するであろう (2007年4月2日内閣府大臣宣言)	1
II	影響評価ガイダンス.....	3
	影響評価とは何か?.....	3
	どのような種類の介入が影響評価を必要とするか?.....	3
	影響評価は、いつ及びどのくらい頻繁に作成し、公表すべきか?.....	4
	政府による介入の事例 (the case for Government intervention) とは何か?...	6
	影響評価を公表できるようになるまでにどのような承認が必要か?.....	7
	影響評価文書を構成するものは何か?.....	7
	要約：介入及び選択肢ページには何が含まれるべきか?.....	8
	要約：分析及び証拠ページでは何が扱われるべきか?.....	9
	費用及び便益	9
	その他の質問	11
	Evidence Base では何が扱われるべきか?.....	13
	具体的影響テスト (Specific Impact Tests) : 何が扱われるべきか?	13
	さらなるガイダンス及び手助けはどのようなものが入手可能か?.....	14
III	影響評価ツールキット.....	15
	序文	15
	影響評価書式	16
	要約：介入及び選択肢ページ書式.....	20
	・政府介入の論拠及び目的.....	20
	・市場の失敗	22
	・公正性及び他の目的.....	24
	・既存の政策の影響力.....	24
	・比例性の分析.....	25
	・公共部門影響評価.....	26
	・実施後審査	28
	・大臣の宣言	29

要約：分析及び証拠ページ並びに Evidence Base	31
・政策選択肢の生成及び最終候補掲載	32
・選択肢の事前評価	33
影響評価に含まれるべき費用及び便益情報	34
費用及び便益の分析	35
定量化	38
便益の分析	39
費用の分析	40
費用及び便益の範囲	41
長期にわたって生じる費用及び便益の割引	43
前提のテスト	44
影響を受ける部門及びグループ	45
・リスク、不確かで意図しない結果	47
・実施	48
・モニタリング	49
・施行	50
・制裁	51
・EU 指令の転換	52
・補償の簡素化（相殺）	53
・炭酸ガス影響評価	56
・競争	56
・規模別の組織ごとの平均年次費用	58
・管理上の負担及び影響評価	58
具体的影響テスト	63
関連政策に対する影響評価	67
非省公共体	68
新しい負担の原則	68
影響評価の品質保証	69
期限条項	69
規制説明責任のための委員会（PRA）及び政策の承認	70
協議規約	70
規制代案の有効化	71
EU 交渉への影響評価の使用	71
影響評価（IA）フローチャート	74
公表	75
連絡先の詳細	76
影響評価例	77

I 新たな影響評価は、透明性を増大させ、規制を改善するであろう

(2007年4月2日内閣府大臣宣言)

内閣府大臣パット・マクファデンは、本日、すべての新たな規制がなくはないものであり、最小の負担で実施されることを確実にするため、新たな影響評価（IA）の手順を公表した。これは、政策決定の最も早い段階に組み込まれる、より簡素で透明性の高い手順によって以前の規制影響評価（RIA）を改善したものである。この新しい取り決めは、5月中旬から開始され、すべてのIAは、それらが国民の吟味のために容易に手に入るように、オンラインデータベースから取得可能となる。

影響評価は、近代的な規制が取り組むよう設計された課題につりあうものとするための重要な道具である。ある場合には、RIAはこのことを非常に成功裡に達成していたが、手順における弱点がその適用において矛盾をもたらしていた。国民への協議（public consultation）に従って、新たなIAは、政策決定におけるより重要な役割を持ち、透明性が高くなり、RIAの成功の上に構築されている。

内閣府大臣パット・マクファデンは、次のとおり言った：

“規制は、健康と暮らしの深刻なリスクから人々を守っているが、その実施の費用は、可能な限り低くあるべきである。新たな影響評価は、政策決定者へのより明快なガイドライン及び影響評価を規制の開発の早期に実施すべき義務を意味する。これは、負担が最小であることを確実にする一助であるべきである。”

改定された影響評価の重要な特徴は次のとおりである：

- 政府による介入の論拠（rationale）及び最終提案を支持する証拠の双方の概要を記載することを義務づける新たなきまりを含む、明確さと透明性を改善した改定書式
- 幅広い国民による吟味（scrutiny）を可能にするすべての影響評価のオンラインデータベース
- 省庁内の取り決め（arrangements）の改善によって支持される、影響評価における分析の質を改善するための強化された大臣宣言（Ministerial declaration）
- 開発中の規則の負担に焦点をあてた、政策決定者が質の高い影響評価をより簡単に作成するための改定ガイダンス
- 実施後の審査（post-implementation review）に置かれる重要性が増す。新たな影響評価は、利害関係者及び政策決定者に対してより透明性の高いものであろう。

II 影響評価ガイダンス (Impact Assessment Guidance)

(2007年4月2日内閣府大臣宣言とともに内閣府ウェブページで公表)

影響評価とは何か？

1. 影響評価とは次の両方である：

- 公共、民間及び第3セクターの中の、政府による可能な及び実際の介入の結果 (consequences) を政策決定者が熟慮し、理解することを助けるための継続的な手順、及び
- 政策が施行された後にその影響を審査する (reviewing) ことを含む、そのような介入の肯定的及び否定的な影響に関連する証拠の考察 (weigh) 及び提示を政府が行うことを可能にするツール

2. 影響評価は、一般的に、その出どころが (source) 国内又は国際的かどうかに関係なく民間セクター、第3セクター及び公務に影響を与える、政府による介入すべてに適用される。影響評価の作成及び公表 (publication) は、関心のあるものが以下の事柄を理解し、及び異議申し立てをする (challenge) ことができることを確実にする：

- なぜ政府が介入を提案しているのか
- 新しい政策がそれらにどのように及びどの程度まで影響を与え得るか、並びに
- 提案された及び実際の方策 (measures) の費用及び便益の見積もり

これらはまた、影響を受ける当事者に、潜在的な意図しない結果を特定する機会を与える。

3. 政府は、必要時のみの介入を目指しており、大部分の政策目的が幅広い選択肢を通して達成され得るので、政府は、費用及び負担を最小限におさえながらその目的を最もよく達成する提案を特定することを目指している。

どのような類型の介入が影響評価を必要とするか？

4. 企業 (business) 又は第3セクターへの費用を課し、又は削減するいかなる提案も影響評価を必要とする。公共セクターにおいて同様に費用に影響を与えるいかなる提案もまた影響評価を必要とするが、その費用が事前に同意された閾値 (一般的に 500 万ポンド) 以下である場合はこの限りではない。これは、省庁又は規制当局 (regulator) が、その影響として費用を増加又は削減すると考える全ての形態の介入 (行動規範 (codes of practice) 又はガイダンスと同様に、議員立法 (primary legislation) 及び政府提案立法 (secondary legislation) を含む。) について影響評価を完成する必要があるという意味である。これには、自主規制又は選択規制 (opt-in regulation) を奨励する提案も

含まれる。非中央政府省庁 (non-Whitehall department) についての取り決めに関するより詳細なガイダンスは、影響評価ツールキットの中で提示される。

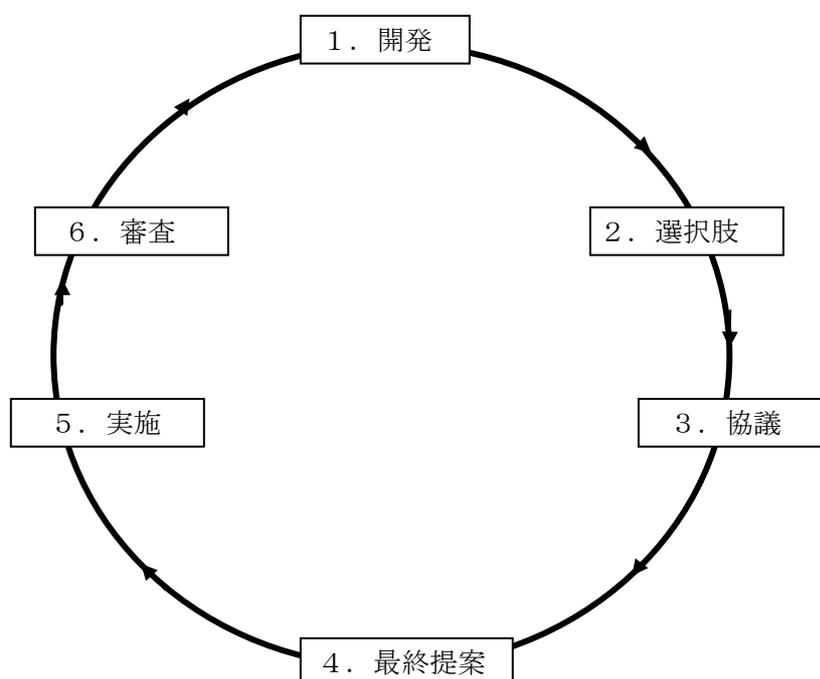
5. 出どころが規制的 (regulatory) でないにもかかわらず、**公共セクター**又は公務を執行する第3セクター組織に費用を課する提案についても影響評価が必要である。例えば、報告の要件における変更、資金の放出 (release) についての基準の改定及び新たな目標 (target) の押し付け (imposition) は全て、評価されるべき費用への影響がある。しかし、つりあいのとれた取組みが行われるべきである。提案の費用が 500 万ポンド以下であり、政治的な又はメディアの高い水準の関心を引きそうにない場合は、開発段階/選択肢段階の影響評価のみが必要である。詳細についてはツールキットを見よ。
6. 影響評価は、提案が費用及び便益における全体的な純変化 (net change) をもたらさないが、何らかの形の再分配 (redistribution) (グループ間の費用又は便益の交換又は移転 (transfer) がある場合のような) が生じる、又は管理上の (administrative) 費用に変更がある場合に要求される。
7. 影響評価は、EU の提案に関する英国の交渉の立場についての閣議合意 (collective agreement) を求める時及び Legislative Programme Cabinet Committee へ議員立法 (primary legislation) のために上程する (submitting bids) 時にも作成されるべきである。
8. 次の場合は、影響評価は要求されない。政策の変更が、事業、公共セクター、第3セクター組織、規制者又は消費者に対する費用又は節減 (savings) につながらない場合及び道路閉鎖命令。成文法による (statutory) 料金又は税金の変更がインフレ率などのようなあらかじめ定められた計算式 (formula) によって扱われている (covered by) 場合又は関連する管理上の費用若しくは節減がともなわない税金若しくは税率のその他の変更の場合についても影響評価は要求されない。

影響評価は、いつ及びどのくらい頻繁に作成し、公表すべきか？

9. 影響評価は、可能な及び実際の政府の介入による結果 (consequences) について政策決定者が十分に考え抜き、及び理解することを助けるための継続的な手順であり、それは政策課題を特定する早期の段階から、政策の選択肢の開発、国民への協議 (public consultations) 及び最終的な意思決定の段階を通して、並びに実施の審査 (review) までにわたる。審査が新たな政策課題 (おそらく、介入そのものの意図しなかった結果から生じた) の特定へとつながる場合は、再びこの手順を開始する。

10. 政策決定者はまた、影響評価書式 (Impact Assessment Template) 及びガイダンスを、この手順を通じての手引きとなるツールとして考えるべきである。政策開発の最初の段階において、政策決定者は、政策課題を理解及び定義し、政府による介入の事例を分析するための助けとして影響評価を使用することが特に重要である。
11. この手順の中で、影響評価が公表され、又は再公表されなければならないいくつかの時点がある。影響評価ツールキットに示されているいくつかの例外を除いて、これらは、次のとおりである：
- 政策の提案が国民への協議 (public consultation) に出された時
 - 政府提出法案及び政府に支持された議員提出法案 (Private Members Bill) が、上院・下院のいずれかに提出された時
 - 規則 (Statutory Instrument) の草案が議会に提出された時
 - 法令 (Act)、規則 (Statutory Instrument) 又はその他の規制方策 (regulatory measure) の実施の直前；並びに
 - 規制方策が実施された後の審査
12. これらの時点の間で、政策決定者たちは、影響評価を任意に更新及び改訂する自由を持つ。しかし、知識及び証拠が増えてゆくため、繰り返し文書 (the document) に立ち戻ることが強く奨励される。
13. この手順の中の重要な点は図 1 にまとめられている：
- 開発段階：政策問題の定義；証拠の収集；政府による介入の理論的根拠；政策目的の特定。
 - 選択肢段階：選択肢の特定；事前の協議 (pre-consultation) を通した選択肢のテスト
 - 協議段階：選択肢の洗練 (refinement)；国民への協議及び批評のための公表
 - 最終提案段階：選好選択肢 (「提案」) の費用及び便益に焦点を当てる；法案及び規則と共に公表
 - 実施段階：法令、規則又はその他の規制方策の最終的な内容を反映する修正；公表
 - 審査段階：介入又は規制が実施された後で、実際の費用及び便益並びにそれが望んだ効果を達成しているかどうかを立証するために審査されるべきである；公表

図1：影響評価を作るための可能な段階



14. 企業に関係がある全ての新しい提案について、規制が実施される 12 週間前にガイダンスが公表されるべきである。限られた例外を除いて、企業に関係がある新しい提案は、4月6日又は10月1日のいずれかの共通開始日（Common Commencement Dates）に始まるように調節されるべきである。ガイダンスはツールキットを見よ。

政府による介入の事例 (the case for Government intervention) とは何か？

15. 政策課題への対応を開発する初期段階において、政策決定者は、政府による介入の事例を考慮するための証拠を集めるべきである。政府による介入の基礎となる理論的論拠とは、例えば、市場の失敗の事例 — それは市場が、市民、消費者及び生産者に対して効果的なアウトカムを持たない、又はそれ自身もたらすことができない場合である — 又は対処される必要のある、明確な政府の配分、公平さ若しくはその他の社会的な目的が存在する場合に関係するかもしれない。詳しい情報はツールキットを見よ。
16. 政府による介入は、政策問題に対応する又は政策目的を実現する最善の方法でないかもしれないため、初めから伝統的な規制（classic regulation）に対する二者択一（例えば、自主規制、自発的行動規範（voluntary codes））が適切に考慮される必要がある。

17. 政府による介入は、費用を課したり、経済的なゆがみを創出したりして、意図されなかった結果を生じ得る。介入の事例が考慮されている時は、これらの起こり得る影響も探求されるべきである。所属省庁のエコノミストは、これらに関する助言ができるだろう。

影響評価を公表できるようになるまでにどのような承認が必要か？

18. 政策に対して責任を持つ大臣は、公共の影響評価を承認することが要求される。影響評価の**協議段階**で、責任大臣は、入手可能な証拠に基づいて、その影響評価が有力な選択肢の適切な費用、便益及び影響に関する合理的な見解を提示するものであることを宣言する文書に署名をする。
19. 影響評価の**最終提案/実施段階**において、責任大臣は、影響評価を読み、以下の事柄について満足したことを示す宣言文書に署名をする：
- 政策の予期される費用、便益及び影響についての公正で合理的な見解を提示している
 - 便益が費用を正当化している
20. 省庁は、政策開発の初期段階から省庁エコノミストを関与させ、及び大臣に助言を行う健全な手続きを働かせることによって、これらの宣言を促進し (**facilitate**) なければならない。例えば、しっかりした省庁の手順は、内部的な承認の仕組み、政策開発手順の早期の段階におけるエコノミストによる専門的審査、適切な場合は重要な利害関係者若しくは専門家たちによる外部委員会を使った証拠の審査又は通常は影響評価をも必要とするであろう政策事項に対応する大臣への全ての提出物について、チーフエコノミストからの助言の要求を含むかもしれない。ツールキットはこれらの仕組みについての更なるガイダンスを提供する。
21. 透明性を高めるために、政府は、省庁のウェブサイト上の影響評価へのリンクとともに、公表された全ての影響評価の概要が入手可能となる新しい分野のインターネットを設置している。

影響評価文書を構成するものは何か？

22. 影響評価文書には3つの義務的な構成要素があり、追加の付属文書 (**annex**) を伴う：
- **要約: 介入及び選択肢ページ**
特定された問題及び考慮された政策の選択肢についての重要な情報を取り込んでいること。

- **要約：分析及び証拠ページ**
考慮された政策選択肢のそれぞれについての便益、費用及び効果を含む重要なデータ及び情報を取り込んでいること。
- **証拠の基礎（Evidence Base）**
要約のページを支持するデータ及び計算が示されていること。証拠の基礎は、考慮された全ての政策選択肢を扱うべきである。
- **付属文書**
着手されている具体的影響テスト（Specific Impact Tests）の詳細を提示していること。

要約：介入及び選択肢ページには何が含まれるべきか？

23. 影響評価の各段階に対して、1枚のカバーページが必要である。しかし、このページに含まれる情報は段階によってさまざまであるかもしれない。例えば、開発又は選択肢の段階には選好選択肢がないかもしれない。要約：介入及び選択肢ページには次の項目が含まれるべきである（ツールキットに提示される事例を見よ）：
- 省庁の名前及び影響評価が関連する政策選択肢又は提案の題名（例えば、酪農業者のための自主規制計画）。
 - 政策開発段階 — 例えば、開発；選択肢；協議；最終提案；実施；又は実施後審査。
 - 影響評価の版番号及びその作成年月日
 - 影響評価は独立した文書として読まれるべきことをねらいとしているけれども、読者の政策への理解をより良くできるかもしれない関連の重要な刊行物（publications）。
 - 文書へのアクセスができるウェブサイトへのリンク並びに問い合わせのための担当者氏名及び電話番号。
 - 次の事柄を説明する短い（80語前後）要約：
 - 考慮されている問題及び政府の介入のための理論的根拠
 - 政策の目的及びその意図する効果
 - どのような政策選択肢が考慮されたか、及び選好選択肢の正当化
 - 政策の実際の費用及び便益を立証し、それが望まれた効果を達成しているか/達成しつつあるかを確かめるための審査が着手される年月日。多くの場合、政策変更の3年後に審査を行うことが良い考えであるが、それは政策次第であろう。
 - 影響評価が到達した段階によっては、上記第18及び第19項で言及された責任大臣からの宣言文。

要約：分析及び証拠ページでは何が扱われるべきか？

24. 証拠の収集は、政策立案手順の開始時に始められなければならない。要約：分析及び証拠ページを、特定され開発から最終提案まで進められたそれぞれの政策選択肢について完成する必要がある。最終提案が作られるまでに、政策選択肢はかなり絞り込まれているかもしれない。実施段階における要約：分析及び証拠ページはひとつだけになるべきである。実施段階は、実施後審査に着手するためのベースラインを提供するだろう。
25. 協議及びそれ以降の段階に持ち込まれた各選択肢について、要約：分析及び証拠のページには、題名として機能させるために、それぞれに**政策選択肢の簡単な説明**を含めなければならない。

費用及び便益

26. 費用及び便益の情報は、要約：分析及び証拠ページの別の項に提示される。しかし、費用及び便益双方の提示には共通の手続きが適用される。
27. 要約に含まれる年次及び総額の費用及び便益の計算には、次の共通の原則が適用される：
- 「現状維持」又は「最低限のことを行う」選択肢に加えて全ての生じた (accrued) 費用及び便益は分析の焦点である。
 - 要約は、費用及び便益を、経済的、社会的及び環境的なすべての範囲にわたって考慮に入れなければならない；これらはできる限り貨幣化すべきである。
 - 適切な場合は幅 (ranges) を持たせて、費用及び便益の額 (figures) の提示における誤った正確性 (spurious accuracy) を避けるべきである。
28. 他の政府省庁にかかってくる (falling on) 費用（司法制度及び法的支援の費用のような）もまた含まれるべきである。
29. 提案又は他の影響（特定の環境的な影響のような）によって影響される主なグループに生じた貨幣化された重要な費用及び便益の説明及び規模は、明確に述べられるべきである。一般的に、これらは普通、政策の第1回目の効果 (first-round effect) のみを扱うべきである。しかし、いくつかの状況においては更なる影響を考慮する必要があるかもしれない — 財務省の事前評価及び評価に関するグリーンブックガイダンス (Green book guidance on appraisal and evaluation) の例を見よ。

30. 年次費用及び便益の額は、容易に比較をすることができるように、不変価格、すなわち今日の一般的な価格レベルで示すべきである。いくつかの場合においては、費用及び便益の年間計算の方がより適切かもしれないこと及びこれらの額の提示について省庁の Better Regulation Unit と議論すべきことが認められる。
- － 「1 回限りの」(one-off) 費用及び便益は、組織又は個人が新しい規制又は介入に順応するための変遷を経験するときに発生する。1 回限りの費用又は便益の合計は、これらの費用又は便益が発生する年数で割るべきである。「1 回限りの」年次費用及び便益の平均並びに変遷が発生する年数の双方を要約ページに明細に記すべきである。
 - － 平均年次費用及び便益（「1 回限り」を除く）は、分析における期間中に計上された継続的な (ongoing) 費用及び便益の平均を表す。
31. 提案に関連づけられる、現在価値 (present value, PV) の用語で示される**総費用及び便益**は、推奨される割引率についての財務省のガイダンスに従って計算されるべきである（グリーンブック：中央省庁における事前評価及び評価 (Greenbook: appraisal and evaluation in central Government) を見よ）。
32. 貨幣化が不可能な場合は、**影響される主なグループによるその他の重要な貨幣化されない費用及び便益**が、要約のページに定量化又は定性化されるべきである。例えば、適当な場合は、これには主な環境的影響を具体的に挙げることを含み得る。
33. 分析によって得られた結果に影響を与える費用及び便益計算を実証するいかなる重要な想定、感度 (sensitivity) 又はリスクも、要約のページで強調されるべきである。
34. 費用便益分析は、選択枝の便益がそれに関連づけられる費用に適った又は費用を超えるものかどうかを評価するための基礎を提供する。それはまた、代替の選択枝を有意義な方法で比較することを可能にする。
- － **価格ベース年**（すなわち、分析の中で使用された価格が示された年）及び分析が行われた**期間**を述べるべきである。
 - － 純現在価値 (Net Present Value)の範囲が述べられなければならない。これは総便益が総費用を超えるか又は少ないかによって積極的又は消極的のどちらかになり得る。作り出された範囲は、分析の中の数字の周辺の確実性レベルを示すだろう。
 - － 純現在価値の最良推定値 (best estimate) もまた述べられなければならない。

その他の質問

35. 要約：分析及び証拠ページにおいては他の多くの質問に答える必要がある：
36. **政策選択枝の地理的範囲**（すなわち、政策がイングランドに、イングランド及びウェールズに、又は全英国に適用されるのか）。
37. 政策が実施される年月日。特定の例外を除いて、共通開始日（Common Commencement Dates）の規程に沿って、ビジネスに関する法律は、各年の4月6日又は10月1日からのみ開始することができる。しかし、考慮された全ての選択枝（非規制的な選択枝を含む）について、提案の実施年月日を要約のページに明確に述べるべきである。
38. **施行**。次の事柄を表示すべきである。
- どの組織が政策を施行するか。
 - それらの組織にとって、この提案の施行の年次総費用はいくらか。この計算には不変価格を使用すること。
 - 施行は、ハンプトンの原則（Hampton principles）¹に従っているか。ハンプトンの原則についてはツールキットを見よ。
39. **実施は EU による最小限の要件を超えるか**。提案がその実施する EU 指令（EU Directives）の最小限の要件を超えるのであれば、この提案の事例を Evidence Base とする必要がある。過剰実施（over-implementation）に関する規程についてはツールキットを見よ。提案が EU 指令と関連を持たなければ「適用せず」（“N/A”）と書くこと。
40. **1 年あたりの提案された相殺方策（offsetting measure）の価値はどれぐらいか**。提案している相殺方策の価値を定量化すること。省庁は、新しい規制を導入したい時には既存の要件を単純化又は除去する機会を積極的に探すべきである。これらの事柄には影響評価を完成させる必要があり、その情報をどこでアクセスできるかが Evidence Base で説明されるべきである。

¹（訳注）Hampton principle: 英国の大手スーパーマーケットチェーン、J. Sainsbury 社。会長フィリップ・ハンプトンが 2005 年に発表した考え。規制者によって施行される全てのプログラムの基礎にリスクアセスメントを置いた規制制度を国家レベル及び地域レベルで構築することを論じた。（出典：<http://cabinetoffice.gov.uk/regulation/reform/hampton/>
http://en.wikipedia.org/wiki/Philip_Hampton）

41. **温室効果ガス排出の変化の価値はどれぐらいか。**政府のエネルギー白書（2003年2月）は、炭酸ガス影響評価を環境的影響の評価の不可欠な部分とする要件を設定した。しかし、温室効果ガスの排出に重要な影響を与えるかもしれない活動又はセクターに、その政策が影響を与えないと思われれば、完全な炭酸ガス影響評価を行う必要はない。詳しい情報についてはツールキットを見よ。
42. **提案は競争に重要な影響を与えるか。**政策選択肢が、新しい若しくは既存の企業（business）の市場参入をより困難にするかどうか、又はそれが市場の中での競争的圧力を減少させるものかどうかを特定すること。競争に関する異なった政策選択肢の効果を考慮する際の助けとして、公正取引局の競争評価（Competition Assessment）のガイダンスを参考にすること。ツールキットを見ること。政策が助成金を伴うのであれば、助成金の競争への影響をどのように測定するかについて公正取引局のガイダンスを参考にすること（「影響される市場の特定」に関する更なる情報についてはツールキットを見ること）。
43. **企業（businesses）及び第3セクターへの影響を考慮すべきである。規模の異なる組織**については、極小、小規模、中規模及び大規模組織のそれぞれについて考慮されている選択肢又は提案の、組織あたりの予想年次費用（1回限りのものを除く）を述べる必要がある。極小及び小規模企業が直面する不均衡な規制の負担を削減するために、これらのカテゴリーの免除について注意深い考察もなされなければならない。組織の規模の定義及び組織の費用計算を考慮する際の助けとして貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）の小規模会社影響テスト（Small Firms Impact Test）のガイダンスを参考にし、及び小規模会社への影響に関する詳しい情報についてはツールキットを見ること。
44. **管理上の負担のベースラインへの影響（Impact on Admin Burdens Baseline）** 2005年に、政府省庁及びその他の団体（bodies）は、法律の結果として企業及び第3セクターに課せられる（placed on）管理費用（administrative cost）の規模を推定する測定演習を実施した。2006年に、各組織は、管理上の負担の削減についての目標（target）に同意した。要約：分析及び証拠のページでは次の事柄についての情報が求められる：
- 新しい規制から生じる、企業に課せられる管理上の負担の増加
 - 規制の簡素化又は規制撤廃から生じる、管理上の負担の減少
 - これらの変化の正味の（net）影響
- 費用は、管理上の負担のベースラインと互換性を持つよう、2005年の価格で表示されるべきである。管理上の負担が影響評価書式の他の部分とどのように関連するかについての詳しい情報についてはツールキットを見ること。

Evidence Base では何が扱われるべきか？

45. Evidence Base は、要約ページに示された回答を支持する記述 (narrative)、分析及び調査の混合物を含むべきである。主な項目の (headline) 予算及び便益がどのようにして生み出されたかについて、数字 (figures) の明確で透明な分解により Evidence Base で示すことが特に重要である。この分解から、経済的、社会的及び環境的な費用及び便益のバランスが明確に浮かび上がるべきである。この情報は外部の吟味に耐えることができなければならない — すなわち、それは一般読者にとってアクセス可能なものであるべきであり、関心を持つ外部当事者がデータについて議論することができるべきである。それはまた、財務省の事前評価及び評価に関するグリーンブックのガイダンスと一致しているべきである。
46. どのように Evidence Base を提示するかについて、省庁及び規制当局 (regulators) はかなり自由に判断をすることができる。しかし、関心のある一般読者及び外部当事者を手助けするために、30 ページ以内の長さが推奨される。多くの選択肢 (それぞれに要約：分析及び証拠のページを有する) が考慮されている段階では、全ての選択肢に明確に対応する単一の Evidence Base があるべきである。
47. Evidence Base は、考慮中の政策選択肢又は提案に関連するいかなるリスク又は不確実性にも対応すべきである。

具体的影響テスト (Specific Impact Tests) : 何が扱われるべきか？

48. 政府は、政策開発がつなぎ合わされ (joined up)、及び個々の政策の提案が政府の優先される目的を考慮に入れることを確実にするために、一連のテストを開発している。いくつかのテストは、政策決定者が、経済的、環境的又は社会的なものにかかわらず、費用及び便益を貨幣化することを手助けするように設計されている。その他のテストは、政策決定者が、貨幣化されない費用及び便益又は、例えば、政策の提案による異なった影響 (例えば人種、性別又は障害の点から) を特定することを可能にする。
49. 具体的影響テスト — ツールキットの中のチェックリストは、政府省庁によって開発され、及び省庁のガイダンスによって実証された一連のテスト及び評価 (assessment) を提示している。多くのテストは、さらなる評価が必要又は望ましいかどうかを政策決定者が素早く判定することを可能にする最初のふるい分け (initial screening) の仕組みを持っている。政策決定者は、政策立案の初期段階で、入手可能な省庁ガイダンスを参考にすることが奨励される。

50. 具体的影響評価の使用が環境的、経済的及び社会的な費用及び便益の貨幣化に寄与する場合は、その成果は、主要な (main) Evidence Base に提示され、及び要約：分析及び証拠のページに含まれるべきである。貨幣化されない費用及び便益についての情報をテストがもたらす場合は、政策選択肢の全体的な理解に関連する時は、その成果を影響評価に付け加えても良い。
51. 人種、障害及び性別影響評価は全ての関連政策に対する成文法による要件である。これらの評価 (assessment) は、平等の要素 (equality strands) のそれぞれに関する、政策の潜在的な影響の厳格で、堅固な審査であるべきである。政策が公表されると同時に評価が公表されるべきである。提案された法律の場合は、これは白書の段階での公表を意味する。省庁は影響評価の成果を付け加えなければならない。

さらなるガイダンス及び手助けはどのようなものが入手可能か？

52. ガイダンス及びツールキット又はツールキットに言及されるさらなる情報源において必要とする情報を見付けることができなければ、省庁の Better Regulation Unit に相談すべきである。Better Regulation Executive から助言を求めることもできる。連絡方法の詳細はツールキットで入手可能である。

Ⅲ 影響評価ツールキット (Impact Assessment Toolkit)

(2007年5月14日内閣府ウェブページで公表)

序文 (Introduction)

影響評価ツールキットは、政策決定者が影響評価を作成する手助けとなることをねらいとしている。ツールキットは、影響評価ガイダンス及び書式と併せて使用されるべきである。

影響評価ツールキットの本項は：

- 政府介入の論拠及び目的を考慮することがなぜ重要かを説明する。
 - これは、影響評価書式の「要約：介入及び選択肢」のページを完成する手助けとなる。
- 介入のための提案の費用及び便益をどのように考慮すればよいかについての、さらなる情報を提供する。
 - これは、健全な Evidence Base を構築し、影響評価書式の「要約：分析及び証拠」のページの重要な部分を完成する手助けとなる。

要約：介入及び選択肢

省庁	影響評価
----	------

段階	版	関連の公表
----	---	-------

閲覧又はダウンロード可能なウェブページ：www.

問い合わせ担当者氏名：

電話番号：

考慮中の問題は何か？政府の介入がなぜ必要か？

政策の目的及び意図される効果は何か？

どのような政策選択肢が考慮されているか？ 選好される選択肢があれば正当化して下さい。

実際の費用及び便益並びに望ましい効果の達成を立証するためにいつ政策が審査されるか？ 月/年

大臣の承認 協議段階影響評価用

私は影響評価を読み、入手可能な証拠を所与として、それが有力な選択肢の適切だと思われる費用、便益及び影響の理にかなった見解を表していると満足している。

責任大臣による署名

年月日

大臣の承認 最終提案/実施段階評価用

私は影響評価を読み、それが、(a)政策の予期される費用、便益及び影響の公平で理にかなった見解を表し、並びに (b)便益が費用を正当化していると満足している。

責任大臣による署名

年月日

要約：分析及び証拠

政策選択肢		説明		
年次費用 1 回限り £ 年数 <input type="text"/> (移行) 平均年次費用 (1 回限りのものを 除く) £ <input type="text"/>	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された 費用の説明及び規模 総費用 (PV (現在価値)) £ <input type="text"/>			
‘影響を受ける主なグループ’によるその他の重要な貨幣化されない費用				
年次便益 1 回限り £ 年数 <input type="text"/> 平均年次便益 (1 回限りのものを 除く) £ <input type="text"/>	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された 便益の説明及び規模 総便益 (PV) £ <input type="text"/>			
‘影響を受ける主なグループ’によるその他の重要な貨幣化されない便益				
重要な想定/感度/リスク				
価格ベース年	期間年数	純便益幅 (NPV (純 現在価値)) £	純便益 (NPV 最良推 定値) £	
政策/選択肢の地理的範囲は？				
政策が実施される年月日は？				
どの組織が政策を施行するか？				
これらの組織のための施行の年次総費用は？		£		
施行はハンプトンの原則を遵守しているか？		はい/いいえ		
実施は EU の最小限の要件を超えるか？		はい/いいえ		
提案される 1 年あたりの相殺方策の価値は？		£		
温室効果ガス排出の変化の価値は？		無視できる/£		
提案は競争に著しい影響を与えるか？		はい/いいえ		
組織あたりの年次費用 (£・£) (1 回限りのものを除く)	極小	小規模	中規模	大規模
これらの組織のうち免除される ものはあるか？	はい/いいえ	はい/いいえ	適用せず	適用せず
管理上の負担のベースラインへの影響 (2005 年価格)		£ (増 - 減)		
増 £ <input type="text"/>	減 £ <input type="text"/>	正味の影響 <input type="text"/>		
重要： 年次費用：不変価格		(正味) 現在価格		

要約書のための
Evidence Base

[政策選択肢又は提案を生み出した証拠、分析及び詳しい記述を提示するためにこのスペース(最高 30 ページが奨励される)を使いなさい。情報が、本様式の p.1.及び p.2 の要約情報を明確に説明するような方法で整理されていることを確実にしなさい。]

具体的影響テスト — チェックリスト

次の表を使って、政策選択肢の潜在的な影響をどれだけ幅広く考慮したかを明示しなさい。

費用便益分析に影響を与えるいかなるテストの成果も主要な Evidence Base の中に含まれることを確実にしなさい；その他の成果は付属文書としてもよい。

着手されたテストの種類	Evidence Base 中の成果 (はい/いいえ)	添付された成果 (はい/いいえ)
競争評価		
小規模企業影響テスト		
法的支援		
持続可能な開発		
炭酸ガス評価		
その他の環境		
健康影響評価		
人種平等		
障害者の平等		
男女の平等		
人権		
農村地域への影響を吟味すること (Rural Proofing)		

要約：介入及び選択肢ページ書式

(Summary: Intervention & Options Page template)

介入及び選択肢のページは、特定された問題、政府介入のための論拠及び考慮された政策
選択肢についての重要な情報を取り込んでいる。

影響評価の各段階に、単一の要約：介入及び選択肢のページがあるべきである。しかし、
含まれる情報の量は、影響評価の段階によって異なるかもしれない。例えば、開発又は選
択肢の段階では、選好選択肢がないかもしれない。

要約：介入及び選択肢のページの完全な例が最後のところに提供されている。

政府介入の論拠及び目的 (Rationale and objectives of government intervention)

いかなる政府介入も明確な論拠を持っているべきである。

影響評価書式の要約：介入及び選択肢のページは、この情報を提供するよう求めている 一
次の仮想例を見よ（完全な例が提供されている）：

関心事省	燃素削減の影響評価	
段階 選択肢	第2版 2007年5月14日	関連の公表 小型機械産業戦略

閲覧又はダウンロード可能なウェブページ：www.abcd.DIT.gov.uk

問い合わせ担当者氏名：アラン・スミシー

電話番号：208 08080808

考慮中の問題は何か？政府の介入がなぜ必要か？

小型機械産業は、燃素中毒の原因と考えられている燃素を大量に排出している。燃素中毒
はコミュニティーに年間400～900万ポンドの費用負担をかけていると推定される。広いコ
ミュニティーに課される費用を小型機械産業が負担しないため、政府の介入が必要である。

政策の目的及び意図される効果は何か？

競争力のある小型機械産業を保持しながら燃素の排出を削減させるため。
意図される効果：2010年末までに燃素の排出の安全なレベルまでの削減。

市場の失敗、公平性及び倫理性の考慮は、政府介入のための重要な動機である。それらは必ずしも相互に排他的なものではなく、複数の要素の組み合わせがひとつの介入の必要性を実証するかもしれない。

政策開発手順の極く早期の段階で論拠をはっきり述べることが重要である。市場の失敗又は他の目的の分析は政策開発のための **evidence base** を実証すべきである。それはまた、提案された介入の結果として生じ得る費用及び便益の増についての指針を提供する。

これを始めるためには次の事柄を特定することが重要である：

- 問題、その規模及び問題が生じる脈絡
- 問題の証拠及び性質
- それが生じる確率及び起こりそうな頻度

この手順の一部として、その問題に対応しようと試みる又は対応できる、いかなる既存の政策の影響力 (**lever**) をも考慮すべきである。これらの影響力には、政府内外の規制的及び非規制的な解決法が含まれ得る。

「良い規制の原理」 (**principles of good regulation**) を考慮に入れ、情報及び自主規制の条件のような「規制の代替案」 (**alternatives to regulation**) があるかどうかを考慮すべきでもある。Better Regulation Taskforce レポート、「より良い規制の方法」 (**Routes to Better Regulation**) 及び「より良い規制のための想像力豊かな考え方」 (**Imaginative Thinking for Better Regulation**) も見よ。

政策立案の手順を通して、可能な及び実際の介入の結果を考えぬき及び理解する手順として影響評価を使うことが、政策決定者にとって役に立つ。

- 多くの省庁は、幅広い政策サイクルの、論拠 (**Rationale**)、目的 (**Objective**)、事前評価 (**Appraisal**)、監視 (**Monitoring**)、評価 (**Evaluation**) 及びフィードバック (**Feedback**) (以下、ROAMEF という。) のモデルを使っている — 財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価を見よ。
- 影響評価ガイダンスは、影響評価が着手されるべき時 — 例えば、開発、選択肢、協議、最終提案、実施及び審査の段階において — の政策立案手順の重要な点を例証している。

- 事前評価及び評価サイクルのそれぞれの側面にどれだけ焦点を置くかは影響評価手順の異なった段階においてさまざまであるが、それぞれの段階で、影響評価は ROAMEF モデルのようなモデルによって実証されるべきである。
- 手順の早期の段階で、政策決定者は、介入のための論拠及び政策の目的について考えることによって、影響評価を始めるべきである。その後で、課題をどう取り扱うかのさまざまな選択肢が事前評価される。介入の選択肢が後にどのように監視及び評価されるかについても、この早期の段階で考慮されるべきである。
- このように、影響評価は、起こりそうな費用又は便益についての情報がより明確になってゆくにつれて、何度も改訂される生きた文書として、見るべきである。これは、政策立案を実証する分析を改善すること及びそのより高い透明性を確実にすることがねらいである。
- 早期の段階での具体的影響テストの考慮もまた、政策開発がつなぎ合わされ、個々の政策提案が政府の優先的目的を考慮に入れ、及び意図されない結果が最低限に抑えられるということを確実にする手助けとなる。

影響評価の段階に関する詳しい情報はフローチャートに見ることができる。

市場の失敗 (Market failure)

これは、市場自体が有効なアウトカムをもたらさない及びもたらすことが予期できない状況である。熟考された介入は、これを改善することを探求するべきである。多くの種類の潜在的な市場の失敗がある。それは次のようなものである：

- 公共財
- 外部性
- 市場力
- 不完全な情報
- 非対称な情報
- 収益の増大（例えば、自然独占）

個々の市場の失敗は、必ずしも相互に排他的なものではなく、多くの関係要素がすべて政府の介入の正当性を実証するかもしれない。

市場の失敗は、しばしば政府の介入の正当性を提供するが、介入は必ずしも経済的効率性

を改善するとは限らない。これは、いくつかの介入も失敗するかもしれないからである（例えば、規制の失敗）。

市場の失敗 — それらへの対応が政府の失敗のリスクを伴うかどうかも含まれる — の事例を定義及び分析する手助けとなる、数多くの役に立つ情報源がある。

役に立つ情報源には次のものが含まれる：

- 財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価
- Financial Services Authority の市場失敗分析 (Market Failure Analysis) 及び高レベル費用便益分析 (High Level Cost Benefit Analysis) — 規制政策委員会 (Regulatory Policy Committee) への書類を作成している政策決定者のための手引き
- 貿易産業省 (DTI) の公共政策：市場ベースの取組みの使用
- 内務省の政策選択肢の理解
- 標準的経済テキスト及び政策選択肢に関するガイダンス

市場の失敗の主な原因

失敗	定義	例	可能な介入
公共財	非競合的及び非排他的 (non-excludable) な財 (a)	防衛、警察、医療、公衆衛生	公共提供；競合的な入札
外部性	個人又は会社の活動が他の者に影響を与えるがその費用又は便益は取引の価値の中に反映されない	汚染、道路渋滞、知的財産	税金、助成金、法律、財産権の設定 — 例、売買許可 (tradable)
不完全な情報及び非対称な情報	当事者 (例えば、買い手及び売り手) が一連の異なる情報を持っている；又は個人がしばしばリスクについての役に立つ情報を持っていない場合の取引	歯科医療、司法サービス、中古車、保険、健康に有害となるかもしれない個人的な習慣	質の規制、情報提供；認定
収益の増大	生産高が増えるにつれて平均費用が下がる	自然独占	機構の分割、公的所有、私的独占の規制
市場力	1人又は数人の買い手又は売り手が価格に影響を与えるだけの十分な市場力を持っている	独占、単一の買い手、企業連合	市場の障壁を取り除く、合併の規制、競争的な入札

出典：Sara Connolly & Alistair Munro (1999): *Economics of the Public Sector*: Financial Times Prentice Hall; *Public Policy: Using Market-based approaches*, DTI 2005 年 9 月: *HTM Managing risks to the public*: 事前評価ガイダンス、2005 年 6 月

注：(a) 非競争的とは、1 人の人間による財の消費によって、他の人によるその財の使用が阻まれることはないという意味である。非排除的とは、公共財が 1 人の消費者に入手可能となるのならば、皆がそれを有効に入手可能となり、及びただ乗り (free-riding) (すなわち、何人かの消費者が、他の者たちもそうすることを予期するために公共財の提供に対する支払いを怠る場合) とよばれる問題を生じさせ得ることを意味する。

公正性及び他の目的 (Equity and other objectives)

効率性の改善はしばしば政府の介入を推進するものであるが、公正の目的もまた大きな考慮事項である。介入に対する公正の議論 (equity argument) は様々な形で表れている。

介入に対する公正の議論

公正の議論	説明
垂直的公正 (Vertical Equity)	裕福な個人/家庭からより貧しい個人/家庭への所得の再分配
水平的公正 (Horizontal Equity)	同様の必要性を持つ個人/家庭は同様に扱われるべきである
社会的一体性 (Social Inclusion)	誰もが自分の住む社会の生活に十分に参加することのできる所得の機会及びサービスにアクセスを持つべきである
世代間公正 (Intergenerational Equity)	現在及び将来の世代の必要性に均衡を持たせる

市場の失敗と同様に、介入に対する個々の議論は必ずしも相互排他的なものではない — いくつかの要素が介入に対する議論を実証するかもしれない。

既存の政策の影響力 (Existing Policy Levers)

政府の介入を正当化する時は、特定された問題への対応を試みる又は対応することができるかもしれない、どのような政策の影響力がすでに機能しているかを考慮すべきである (これには、該当省庁内外に既存する規制的又は非規制的な解決手段を含むことができる)。

以下の事項を考慮して、政策の展望 (policy landscape) を十分に理解することが重要である：

- 潜在的に有害な/不公正な状況は新たに認識されたものか？
- 提案と重複するかもしれない他の既存の介入はどれか？
- 提案と提携する又は補足することができる既存の介入はあるか？

有害な状況は全く新しいもので、追加的な政策の影響力が求められているのかもしれない。

特定された問題に対処するために使うことのできる既存の影響力が自身の又は他の政府省庁の中に既に存在することに気づくかもしれない。そのような時は更なる介入の必要はなく、特定された市場の失敗及び/又は公正さの課題に対応するためにこれらの既存の影響力の使用を最大限に活用すべきである。

比例性の分析 (Proportionate analysis)

比例の必要性は、適切な介入、データ収集並びに費用便益及び関連の分析（リスクの考察のような）の選択を含む、影響評価の全ての側面を実証する。

影響評価の手順において異なった段階を経てゆくうちに、使用されるデータは、より具体的にされ、及び正確性が改善されるよう洗練されてゆくべきである。それぞれの段階で適用される努力は、関与する資金、危ぶまれているアウトカム及び使うことのできる時間と比例すべきである。例えば、影響評価の開発段階においては、普通は、選択肢を特定及び事前評価する時のみに要約データを使うことが必要かもしれない。しかし、影響評価手順の後の段階 — 特にかなりの資金を注入する、又は大きな規制的な決定をする前には、分析はより厳格に行われるべきである。

欧州委員会影響評価ガイドライン (European Commission Impact Assessment guidelines) (http://ec.europa.eu/enterprise/regulation/better_regulation/impact_assessment/docs/sec_2005_791_guidelines_annexes.pdf) 又は会計検査院の Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06 レポート (http://www.nao.org.uk/publications/nao_reports/05-06/05061305.pdf) が、比例性の分析の原則についての詳しい助言を提供している。

簡易化の方策（管理上の負担及び影響評価の項）及び公共部門影響評価（次項）についての比例手順の詳しいガイダンスを見ること。

公共部門影響評価 (Public Sector Impact Assessments)

影響評価は、もともとは規制的ではないが公務を執行する公共部門又は第3セクターに費用が課せられる提案に要求される。例えば、報告の要件の変更、資金の放出についての基準の改定及び新たな対象の負担 (imposition of new targets) は全て、費用への評価されるべき影響を伴う。しかし、比例的な手法が使われるべきである。提案の費用が 500 万ポンド未満で政治的な又はメディアからの高レベルの関心を引き付けると思われないのなら、開発/選択肢段階の影響評価のみが必要である。これらの段階の説明については影響評価ガイダンス (http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/ria/ia_guidance/when_and_how.asp) を見ること。

提案が公務だけに影響を与えるかものどうかを考慮する時は影響評価の手順を使うべきである。しかし、評価の内容は、関係の問題及び提案の規模と比例するべきである。

政策について考え始める当初に、開発及び/又は選択肢段階 (http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/ria/ia_guidance/when_and_how.asp) において影響評価に着手すべきである。これには、政策の問題の特定、証拠の収集、政府介入の論拠の考慮、目的の特定及びアウトカムをもたらすための選択肢の考慮が含まれる。業務の執行及びそれを支持する人員への影響についても熟慮すべきである。

- この早期の段階で、提案が企業又は第3セクターに費用を課するか又は削減するかについても考慮すべきである。もしそうであれば、影響評価ガイダンスの中で特定された全ての段階を熟慮しながら完全な影響評価に着手することが要求される。

提案が公共部門のみに関連するならば、開発及び選択肢段階を超えて影響評価を続ける必要があるかどうかを判定するために閾値基準 (以下に指定される) を適用させるべきである。

影響評価は、開発及び選択肢段階で、大臣に対する絞り込まれた提出 (scoping submission) について伝達し、添付されるべきである。これには、各選択肢の可能性のあるリスクの最良推定値並びに提案を執行するための費用及び便益が含まれるべきであり、これは更に情報が必要な分野を特定する一助となるだろう。

費用及び便益の推定値は、1回限り及び平均年次の費用及び便益 (1回限りのものを除く) を提示して、要約: 分析及び証拠のページに報告すべきである。適切な場合は、当面の公務の中で、及び職員が関連の業務を行っているその他の接続する公務の中で政策の変更によって影響を受ける異なった職員のグループに対する費用も提示することができるかもしれ

れない。非職員の費用も算出されるべきである（例えば、IT の設定費用、調達費用及び資本金）。

開発/選択肢段階の影響評価が起草された時には、その成果を閾値基準に対照させて考慮すべきである。

- 提案の貨幣化された費用が 500 万ポンドを超えるものであれば、完全な影響評価が着手されなければならない（小規模会社又は競争への影響の評価は通常は必要ではないが）。
- 省庁が完全に機能する Gateway 手順を持っているのであれば、BRE (Building Research Establishment) (<http://www.bre.co.uk/index.jsp>) に従ってこのベースラインの数字を適応させることができる。
- 提案が政治的であり、又はメディアからの高レベルの関心を引き付けられるのなら、総費用が 500 万ポンド未満であっても完全な影響評価に着手しなければならない。

地方自治体費用 — 提案が、年間 10 万ポンドを超える地方自治体費用の増加につながるのなら、省庁は、新しい負担の原則 (new burdens doctrine) の下に定められた資金の提供に責任を持つことになる。

公務の定義 — 2000 年の情報公開法 (Freedom of Information Act 2000) の第 1 表 (Schedule 1) (<http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/20000036.htm>) は広範囲に及ぶ公共機関の一覧を包含しており、省庁にとって役立つ参考資料となっている。しかし、この一覧は決定的なものではなく、疑問に思ふ場合は役割 (function) の類型を判定するため、省庁の法律顧問に連絡をするべきである。

省庁の Gateway — 完全に機能する Gateway は、中央政府によって地方の執行組織に公布される政策イニシアチブの質及び量を管理する手順である。典型的な手順は省庁内で中央集権化され、関連の利害関係者及び職員からのインプットを統合し、並びに各イニシアチブの標準及び比例性を企業の要件に対照させて取り入れるものである。公共部門の開発/選択肢段階の影響評価は Gateway の基準と統合してもよいが、Gateway が上記に概説されたものと異なる貨幣的な閾値の設定を決めた時は BRE と協議しなければならない。これは商務庁(OGC, Office of Government Commerce) の Gateway Project Review (http://www.ogc.gov.uk/Resource_Toolkit_introduction_to_the_resource_toolkit.asp) とは異なっている。

実施後審査 (Post-implementation review)

実施後審査は、実施された規制が意図した効果をもたらしているか及び政策の目的を効率的に実施しているかどうかを立証する。これは、**政策そのものの効果を審査する**、又は意図した政策がまだ望ましいかどうかを判定することを意図したものではない。

政策決定者は、政策開発の開始時から審査に提供される情報が収集されるように、政策開発の着手時から実施後審査を心に留めておくべきである。

政策の変更を実施した時は、それがどれくらいうまく政策目的に合っているか、及び政府の活動がまだ必要であるかどうかを後で審査することが重要である。

政策開発中に審査のための良い計画を作ることは、何が審査されるのかを明らかにし、政策によって影響を受ける者にとっての不確実性を軽減する。

審査の出発点として、影響評価を使うべきである。審査は、ベースラインを構築し、政策が効果的にその目的をもたらしているかどうかを評価する成功の基準を含むべきである。

影響評価書式の要約：介入及び選択肢のページは、政策の実際の費用及び便益並びに望ましい効果の達成を立証するため政策がいつ審査されるかを表示するよう求めている。3年後に政策の変更の審査を行うことが良いとしばしば考えられているが、これは政策次第だろう。

EU由来の法律については、委員会に所見を提供することができるよう、実施後審査の日付を委員会自身の法律の審査の予定と結びつけるよう試みるべきである。さらに、実施及び施行の方法に関する教訓を引き出すために、実施慣行を少なくとも2か国の主要加盟国と比較すべきである。

実際の費用及び便益並びに望ましい効果の達成を立証するためにいつ政策が審査されるか？ 月/年： 2010年05月

大臣の承認 協議段階影響評価用

大臣の承認 最終提案/実施段階評価用

審査についての重要な課題には次の事柄が含まれる：

- 政策の目的に適っているか；
- 費用及び便益を含む影響が予期されたものであったか；
- 予見されなかった、意図しないなんらかの結果があったか；
- 政府の介入がまだ必要であるか；
- 施行体制が有効であることを遵守のレベルが表示しているか — おそらく今はより軽度の影響か、又はよりリスクベースになっているかもしれない；
- **審査の基準** — それは、成文法による（法律の一部を形成している）ものであるか、又は審査のための政治的な関与（**commitment**）があるかもしれない；
- 政策が目的を達成していないのならば、それを修正又は他の政策にするための**基準**
- 審査は、簡易化又は規制撤廃の範囲を考慮すべきか；
- 政策の実施に関する**利害関係者**の見解及びなんらかの**意図しない結果**があったかどうか

大臣の宣言 (Ministerial declaration)

政策に責任を持つ大臣は、公の影響評価を承認することが要求される。以下の影響評価の要約：介入及び選択肢のページの例を見よ。

影響評価の協議段階で、責任大臣は、入手可能な証拠に基づいて、有力な選択肢の適切だと思われる費用、便益及び影響の理に適った見解を表している旨の宣言に署名をする。

大臣の承認 協議段階影響評価用

私は影響評価を読み、入手可能な証拠を所与として、それが有力な選択肢の適切だと思われる費用、便益及び影響の理に適った見解を表していると満足している。

責任大臣による署名

年月日

大臣の承認 最終提案/実施段階評価用

私は影響評価を読み、それが、(a)政策の予期される費用、便益及び影響の公平で理に適った見解を表し、並びに (b)便益が費用を正当化していると満足している。

責任大臣による署名

年月日

影響評価の最終的な提案/実施段階で、責任大臣は、影響評価を読み、以下の事項に満足していることを示した宣言に署名をする：

- それが政策の予期される費用、便益及び影響の公平で理に適った見解を表していること、並びに
- 便益が費用を正当化していること

省庁は、早期段階から省庁エコノミストを関与させ、及び大臣への健全な助言手順を行うことによってこれらの宣言を促進させなければならない。

内閣府は省庁に対して、強化された内部的な手順を通して影響評価の品質を確実にするための助言の草案 (draft advise) を提供している。

助言の草案は次のとおりである。

緻密な取り決めは省庁によって異なるが、省庁の手順には、影響評価が要求される政策関連事項に対応する、大臣又はその他の成文法による意思決定者に対する全ての提出物には、影響評価の重要な見解を要約し、その正当性を確認するチーフエコノミスト (アナリスト) からの寄与を含むべきである要件を組み入れるべきである。その他の可能な手順には次のものが含まれてもよい：

- 適切な専門的/優良事例による、実行可能な選択肢並びにそれらの定量化可能及び定量化不可能な費用、便益及びその他の影響の証拠及び分析の使用；
- 分析が適切な協議又は事前協議によって支持されていること；
- 例えば、次のような適切な技法及び仕組みを使った健全な分析への取組み：
 - 費用及び便益のありそうな規模並びに課題の感度を考慮に入れた、比例的な方法で分析が着手されている。
 - 内閣府の影響評価ガイダンス (Cabinet Office Impact Assessment guidance)、財務省グリーンブック (HM Treasury Green Book) 及びその他の政府省庁による関連のガイダンスを活用して、影響評価が政策の周期を通して使用されている。
 - 早期段階において政策選択肢又は提案を審査するために内部委員会 (internal panel) 又は同様の仕組みが使われている — そのような委員会には、開発の早期段階において活発に関与する、政策と直接関連を持たないメンバーが含まれている。
 - 例えば、政府経済局 (Government Economic Services, GES) 又は適切な場合は中心的な課題及び解決法 (way forward) を吟味するその他の専門的職業；

- 適切な場合は、重要な利害関係者又は専門的職業の熟達者（professional expert）を含む外部委員会（external panel）が影響評価に取り入れられた全体的な手法と共に影響評価の中に並べられた証拠を審査している。
- 次のような、堅固な省庁の手順/承認の手続き：
 - 政策決定者は、影響評価が作成されなければならない政策の開発段階早期において省庁エコノミスト及び/又は他の関連アナリストを雇わなければならないという要件
 - (a) 必要なデータの特定、調査及び検証（commissioning）、(b) 堅固なデータ分析及び見解の要約の提示並びに (c) 品質の保証がはっきり描かれる明確な費用便益プロジェクト計画

所管の（sponsoring）省庁に報告をしない独立団体に対しては、通常は大臣から権限を委任され、及び歳出調査委員会（Public Accounts Committee）に説明責任を持つ高官（senior official）が影響評価を承認すべきである。しかし、提案が議会で提出される影響評価の最終提案又は実施段階では、責任大臣が宣言に署名することが予期される。

要約：分析及び証拠ページ並びに Evidence Base (Summary: Analysis & Evidence Page and the Evidence Base)

要約：分析及び証拠のページは、便益、費用及び効果を含む、考慮される各政策選択肢の重要なデータ及び情報を記録する。完成例を見よ。

Evidence Base

Evidence Base は、影響評価書式（Impact Assessment template）の要約ページに与えられた回答を支持する記述、分析及び調査の混合物を含むべきである。

Evidence Base が明確で透明な数字の提示によって、大枠の費用及び便益（headline cost and benefit）がどのように生み出されたかを示すべきことは特に重要である。この提示から、経済的、社会的及び環境的な費用及び便益の均衡が明確に浮かび上がるべきである。数字の内訳（disaggregated figures）の使用は、読者が、影響評価（Impact Assessment）の要約ページに総計として提示された政策選択肢の費用及び便益のより良い理解を得るための一助となるべきである。

この情報は、外部の吟味に耐える（stand up to）ものでなければならない — すなわち、これは、一般読者がアクセスできるものであるべきであり、関心を持つ外部の当事者がデー

々に納得することができなければならない。これはまた、財務省の事前評価及び評価に関するグリーンブックのガイダンスと一致しているべきである。

どのように Evidence Base を提示するかについて、省庁及び規制当局者 (regulators) はかなり自由に判断をすることができる。しかし、関心のある一般読者及び外部当事者を手助けするために、30 ページ以内の長さが推奨される。表題 (heading) 及び明確な起草の使用、並びに説明記述 (explanatory notes) 又は説明メモ (explanatory memoranda) のような他のところで提示されている資料の重複を避けることは、Evidence Base が要約ページを支持する収束的な文書であり続けることを確実にする助けとなる。

多くの選択肢 (それぞれに要約：分析及び証拠のページを持つ) が考慮されている段階では、全ての選択肢に明確に対応する単一の Evidence Base があるべきである。

Evidence Base は、考慮中の政策選択肢又は提案に関連するいかなるリスク又は不確実性にも対応すべきである。

具体的影響評価 (Specific Impact Assessment) の使用が環境的、経済的及び社会的費用及び便益の貨幣化に寄与する場合は、その成果は Evidence Base に提示され、要約：分析及び証拠のページに含まれるべきである。

政策選択肢の生成及び最終候補掲載 (Generating and short-listing policy options)

政策開発段階の早い時期に、述べられた目的を達成する可能性と共に全ての選択肢が特定されるべきである。影響評価書式 (Impact Assessment template) の要約：介入及び選択肢のページは、考慮されている政策選択肢を特定するよう求めている — 以下の仮説例を見よ。

- 影響評価の最終的な提案段階では、特に他に考慮された選択肢と関連づけた正当性についての短い説明と共に選好される選択肢が記載されるだろう。

どのような政策選択肢が考慮されたか？選好される選択肢があれば正当化して下さい。

1. 介入がない；
2. 低排出小型機械導入のための任意的な産業コード；
3. 3年間に渡って段階的に行われる低燃素排出小型機械の新基準；
4. 新装備のための助成金を通して、燃素化を排除する小型機械の生産を促進する；
5. 燃素の生産を抑えるための課徴金の導入。

選択肢は現状維持又は「最低限の事を行う」状況（特に EU 指令について）に対照させて事前評価されなければならない。これは、行動が行われない又は最低限の活動が行われる場合の意味あいを引き出す一助となり、及び他の選択肢を評価する際に対照されるベースラインとなる。

しかし、真の政策選択肢のみが提示されるべきである — 政策選択肢を 3 つ提示する要求はすでにないことに留意すべきである。いくつかの場合においてはそれ以上の選択肢が必要になるだろうが、その他の場合（例えば、EU 指令を非常に限定された国家の自由裁量と転換する）にはより少ないもので十分であるかもしれない。

開始時に、非規制的な選択肢（例えば業務の認可、品質マーク及び行動規範）が考慮されることが重要である。

選択肢の最終候補案は影響評価（Impact Assessment）の次の段階に進めてゆくべきである（最も実現可能な解決手段を構築するために費用及び便益の高レベルの分析を使用しつつ — 省庁エコノミストが推計の技法について助言することができる）。

財務省の中央政府の事前評価及び評価に関するグリーンブック及びツールキットの既存の政策の影響力（existing policy levers）の項を見ること並びに規制の代替案を考慮すること。

選択肢の事前評価（Options appraisal）

これは影響評価（Impact Assessment）の中心的な分析的要素である。

影響評価のこの部分は以下の事柄の証拠を提供する：

- 問題に対応することをねらいとする政策選択肢の費用及び便益を比較する；及び
- 最終的な政策の推奨を支持し、政策選択肢の便益が費用を正当化するかどうかの判定の一助となる。

現状維持又は「最低限の事を行う」以上の各選択肢の潜在的な便益及び費用の全てが Evidence Base に記録され、関連の要約：分析及び証拠のページに要約されるべきである。

提案が EU の指令の実施に関係する場合は、選択肢を「最低限の事を行う」場合と対照させて比較すべきである。提案が EU の指令の最低要件を超えるのであれば、この事例は Evidence Base の中で堅調に分析されなければならない；利害関係者との徹底的な協議もまた必要である — EU の転換の手引き（EU transposition guide）を見よ。

影響評価に含まれるべき費用及び便益情報 (Cost and benefit information to be included in the Impact Assessment)

影響評価書式及びガイダンスは、3つの方法で提示される費用及び便益の情報を求めている。この情報は、通常、財務省のグリーンブック中のガイダンスに準拠する一式の計算に基づくものであるが、意思決定者及び利害関係者が政策選択肢の異なった側面に焦点を置くことができるように異なった方法で提示されるものである。

- 不変価格、すなわち今日の一般的な価格レベルで表される費用及び便益
 - 1回限りのものを除く年次平均として表される
 - 1回限り又は移行の費用及び便益 — 下の影響評価書式の例を見よ。
 - 平均の1回限りの年次費用及び便益並びに移行が生じる年数の両方が要約ページ内に明記されなければならない

<p>年次費用</p> <p>1回限りの (移行) 1900万ポンド 年数 3</p> <p>平均年次費用 (1回限りのものを除く) 320万ポンド</p>	<p>影響を受ける主なグループによる重要な貨幣化された費用の説明及び規模</p> <p>[文言 省略]</p> <p>現在価格での費用 総費用 (現在価格) 8240万ポンド</p>
--	---

— 割引によって現在価値の条件で表された、不変価格での総費用及び総便益。純現在価値に基づいた情報の提示は、金額に見合う価値に基づいた意思決定の基礎を提供する。割引の例を次の表に見よ。

<p>年次便益</p> <p>1回限り (適用せず) ポンド</p> <p>平均年次便益 (1回限りのものを除く) 6400万ポンド</p>	<p>影響を受ける主なグループによる重要な貨幣化された便益の説明及び規模</p> <p>[文言 省略]</p> <p>現在価格での便益 総便益 (現在価格) 44800万ポンド</p>
--	--

- 割引はインフレーションとは別の概念であり、‘時間選好’の考えに基づいている — すなわち、人々は一般的に、物品又はサービスを後ではなく今受け取ることを好む。ツールキットの割引の項を見よ。財務省のグリーンブック：中央政府の事前評価及び評価の第5章もまた、割引の使用についての更なる情報を提供している。

上記に要求される3種類の数字に加えて、増加又は減少及び省庁の管理上の負担ベースラインに影響を与えるいかなる提案の正味の影響をも計算することが義務づけられている。この情報は、2005年の不変価格で提示されるべきであり、本ツールキットの管理上の負担の項では、影響評価のために集められた管理上の費用 (Admin Cost) の情報をどのように2005年価格に換算するかについての情報が提供されている。

本ツールキットに概説された一般的な原則は政策開発サイクルのどこにおいても同じものが適用される。しかし、影響評価が、開発段階における初期の「おおよその」(back of the envelope) 推定から、選択肢の洗練、協議及び推奨される政策の提案の提示を通して移動してゆくにつれて分析の深さは増してゆく。

費用及び便益の分析 (Analysis of costs and benefits)

現状維持又は「最小限のことを行う」選択肢と比較した、各選択肢の全ての費用及び便益を説明すること。要約：分析及び証拠のページは、以下に関する情報を要約するものである。

- 平均年次費用及び便益（移行費用に加えて）
- 純便益の幅の推定とともに、現在価値の条件で表される総費用及び総便益の推定
- 特定のグループ（特定、産業、社会集団又は地域のような）に影響を与える費用及び便益についての情報の要約
- 重要な想定、感度 (sensitivity) 及びリスク
- 管理上の負担のベースラインへの影響
- 規制及び他の介入の影響に関係するその他の一連の質問（例えば、競争について又は異なった規模の企業及び第3セクター組織について）

要約：分析及び証拠

政策選択肢 3	説明：小型機械の新たな基準
年次費用 1 回限り (移行) 1900 万ポンド 年数 3	影響を受ける主なグループによる重要な貨幣化された費用の説明及び規模 [文言 省略] 総費用 (現在価格) 8240 万ポンド
影響を受ける主なグループによるその他の重要な貨幣化されない費用 [文言 省略]	
年次便益 1 回限り (適用せず) ポンド 年数 0 平均年次便益 (1 回限りのものを除く) 5400 万ポンド	影響を受ける主なグループによる重要な貨幣化された費用の説明及び規模 [文言 省略] 総便益 (現在価格) 44800 万ポンド
影響を受ける主なグループによるその他の重要な貨幣化されない費用 [文言 省略]	
重要な想定/感度/リスク [文言 省略]	

影響評価にともなう Evidence Base は、上記の要約ページに包含される情報を支持しなくてはならない。この Evidence Base は、即座に (ready) 選択肢間の比較が可能となるものでもなければならない。例えば、要約された形式で、各選択肢の費用及び便益を互いに対照して示すことによって、各選択肢について次の事柄を示すべきである。

- 影響されるセクター及びグループ
- 特定のグループ又は環境に不均衡な影響があるかどうか
- たとえいくつかの費用が他のグループに転嫁されるとしても、各費用及び便益は 1 回のみ記録されること
- 可能な限りでの貨幣価値

情報及び分析もまた、ありそうな影響と釣り合いの取れたものであるべきだが、意思決定に情報を与えるのに十分なしっかりしたものであるべきである。

各選択肢については、何も行われなかった場合に発生したであろうものに追加される (又は、EU 指令を実施するための最小限の行動を超えた) 費用及び便益のみを提示しなければならない。現在の費用及び便益の考察は、「背景」情報の中にのみ含むべきである。

通常は異なった選択肢に同様の税制体系 (tax regimes) が適用されるため、課税のための調整が求められることは比較的まれである。しかし、異なった選択肢に適用される税制体系が実質的に多様である場合、これによって選択肢の比較に歪みを生じさせるべきではない。財務省のグリーンブックが詳しい情報を提供している。

不確実性がある場合は、それを明確にし、推計値に達するためにどのような想定がされたかを詳しく説明すること。

リスク及び**楽観偏向 (optimism bias)** を反映する分析及び調整が行われるべきである。

- 楽観偏向とは、特に便益を強調しすぎ、並びにタイミング及び費用を控えめに述べることによって、プロジェクト事前評価者が過度に楽観的になる傾向のことである。財務省のグリーンブックは、この偏向についての明確な調整のガイダンスを提供している。

的確な費用及び便益を正確に予測することはしばしば困難であるため、純便益の現在価格の推計値は**範囲 (range)** で示すべきである。

- Evidence Base は、この範囲が示すのは極端な値なのか、又は最も起こり得るアウトカムの範囲なのかを述べるべきである。
- 重要な変数をめぐる**感度分析 (sensitivity analysis)** もまた、選択肢の事前評価の基本的な側面である。これは、選択肢が不確実性に対してどれだけ脆弱であるかを調べることをねらいとしている。例えば、選択肢を進めてゆくことがこれ以上価値のないものとなるには、便益がどれだけ下がる（又は費用がどれだけ上がる）必要があるかを明示するために、「価値の切り替え」(switching values) が計算されるべきである。財務省のグリーンブックが詳しいガイダンス及び例を提供している。

総費用は、管理費用又は政策費用のどちらかとして更に詳しく説明されるべきである。これらは Evidence Base の中で十分に説明されるべきである。

- 管理上の費用の推計値は、管理上の負担のベースラインへの影響を計算するために、管理上の負担に関する情報に入れられる。
- 負担とは、組織が通例の業務に着手した際の「通常の業務」の管理上の費用の上に加わるものであることに留意すること。

提案の影響を算定するために、提案によって影響を受けそうな組織及び個人にすでに影響しているいかなる関連の又は重複の規制も特定すること。各選択肢が持つかもしれない累積効果及び他の規制との間の相互作用を考慮すること。

既存の法律を **100%遵守**する、又は政策の提案が **100%遵守**されると想定しないこと。より**低いレベルの遵守の影響を考慮**すること。既存の法律の遵守を改善するために設計された新たな規制又は管理上の政策は、追加的な費用及び便益を生じ得る。

どのような失敗があり得るか、又はどのようにして政策が予想以上に良くなり得るか、並びにそれがどのように費用及び便益に影響するだろうかを考慮すること。これは、政府の介入の論拠を考慮する際に特定された、潜在的な意図されない結果を基礎とすべきである。

いかなる**想定も詳しい説明及びテスト**を行い、並びに使用されたいかなるデータの情報源又は方法論についても言及すべきである。

費用便益分析についての詳しいガイダンスは、次のものを含む数多くの情報源から入手可能である。

- 財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価
- Financial Services Authority: 財務規制者のための実用的な費用便益分析 (Practical Cost-Benefit Analysis for Financial Regulators)

定量化 (Quantification)

費用及び便益は可能な場合はいつでも**定量化**されなければならない。

公務のみに影響を与える提案には閾値が適用されるかもしれない。

可能な場合は、費用及び便益を貨幣化された価値として示さなければならない。これは、各選択肢の費用及び便益の間の比較をより容易にすることができる。**直接費用**、すなわち各選択肢の政策又は介入に直接起因する費用は、貨幣価値として表されなければならない。

財及びサービスに対する価格が伴う場合は、通常、貨幣価値は簡単に見出すことができる。価格がない場合は、**省庁エコノミストと協議**の上で、経済的評価の技法を使った貨幣数量化が可能かどうかを考慮すべきである。

適切な場合は、**他の形態の定量化**を使うことができる。例えば、救助された人命の数、労

働力需要の増加、排出レベルの変化又は必要な新しい備品の数など。このような尺度 (measures) は、選択肢の比較を可能にすべきだが、相対的な費用及び便益の比較評価を可能にしてはならない。

影響評価書式には、強調されるべき重要な貨幣化されない費用及び便益を記入するための欄が設けられている。しかし、費用及び便益は、上記の事柄が可能でない時のみに定性的用語で記録されるべきである。

便益の分析 (Analysing Benefits)

費用と同様に、政策の便益を特定及び定量化することは重要である。提案のねらい及び対応するリスクについて考えることによって、便益を特定することができる。

行動様式若しくは活動における変化又は遵守行為が目標の達成に結びつくと予想される手順を説明すること。

いくつかの便益は他のものよりも容易に推計することができる。**可能な限り早期に**、便益に**貨幣価値**を付けることについて省庁エコノミストの助言を求めること。使うことのできる技法の例には次のものが含まれる：

- **時間** — 節約された時間数に乗じた賃金を使うことができる。
- **環境** — 人々の支払い意思（清潔な河川、新鮮な空気又は国立公園のために人々がどれくらいの額を支払うか）又は受け入れ意思（汚染に苦しむ代償としてどれくらいの額を受け取る気持ちでいるか）を示す調査を使うことができる。
- **寿命/健康** — より長いより健康な人生のための支払い意思の推計を使うことができる — 財務省の補足ガイダンス、公共へのリスクの管理 (managing risks to the public) 及び保健省の政策事前評価及び保健 (Policy Appraisal and Health) を見よ。
- **社会的便益** — 調査を使う、例えば、より平等な所得分配のための人々の支払い意思を示すもの；及び、人々の再購買動向が人々の価値観についての見解を与えてくれるかもしれない。
- **訓練** — 会社における訓練の後の収益増加及び生産性上昇についての調査又は訓練を受けたスタッフが自由にできるより高い賃金の分析を使うことができる。

- **間接的便益**を考慮すべきかどうか（例えば、追加的な効果を持つことができる行動様式における変化、例えば、雇用費用の削減の結果としてより多くの会社が事業を始める、又は税制の変更の結果としてより多くの人々が労働市場に参入する）。

再分配の肯定的な影響の例があるかどうか。財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価は、人口の中で最も貧しい第5階級（the poorest fifth）への便益は、中位の階級にとっての価値の約2倍に値することを特筆している。

費用の分析 (Analysing costs)

政策と管理上の費用を分けることは重要である — これは、代替の政策選択肢を見出すことが望ましいであろう限度を明らかにできる、又は特に影響評価の早期段階において、そうしなければ見落としていたかもしれない事を特定する一助となり得る。

- 政策費用は、政策の目的を達成するために不可欠な費用としてみなすことができ、一方、管理上の費用は通常、必要条件、監視及び施行、遵守の実証その他への習熟に関連付けられる費用から発生するものである。
- 管理上の費用の評価において、標準費用モデル（standard cost model）を使って企業及び第3セクターに課される管理上の負担の費用を特定すること。
- 政策と管理上の費用を比較する時は、このことが政策をどれだけ効率的に実施することができるか、及びしたがってそれがどれだけうまく設計されているかについてのある見解を提供する。

提案のねらい並びに会社及び消費者又は公共セクターに行くよう要求していることについて考えることによって費用を特定すること。

費用を特定した時点で、可能な場合はいつでもそれらを**定量化**すべきである。

不確実性がある場合は、それを明確にし、推計に達するために使用した想定を詳しく説明すること。

いくつかの費用は、他のものよりも容易に推計することができる — 例えば、人件費の増加。**可能な限り早期**に省庁エコノミストに助言を求めること。費用に貨幣価値をつけるために使うことのできる技法の例には次のものが含まれる：

- **人件費** — (新しい法律への習熟、訓練、新しい業務慣行、調査官 (inspector) に会社を案内するために費やされた時間など)。
- **新たな設備又は新たな生産手順の費用** — 影響を受けそうな人々との公式/非公式な協議は、ここに最も良いデータを提供するかもしれない。
- **情報の収集及び遵守の証拠の提供** — 人件費に加えて、これをするために必要な新たな設備の費用を使うこと。管理上の負担のベースライン (Admin Burdens baseline) についての項も見よ。
- **認可 (license) を得るための費用** — これらには、手数料 (fees) プラス管理上の費用の推計が伴う。施行当局 (enforcement authorities) は見積もりを提供する助けとなることができるべきである。施行 (enforcement) についてのガイダンスも見よ。
- **追加的な法律、会計、又はその他のコンサルタントの助言の費用** — 再協議又は専門家仲間 (colleagues) の経験は有益 (informative) かもしれない。
- **間接的費用** — すなわち、介入に直接的に起因しない費用 — への考慮が必要かもしれない。事業を始める会社の減少、消費者による選択の削減、会社間の競争の減少、革新の減少などのような、行動様式における変化があるかもしれない。

費用及び便益の範囲 (Coverage of costs and benefits)

一般に費用及び便益の分析は、提案された方策の1回目の影響のみを定量化すればよい。

- 例えば、もし提案が、特定の産業における会社に対して新しい保安設備の購入を求めるのなら、会社が新しい設備を購入及び使用する費用 (金銭並びに追加的な管理及び訓練の時間の両方において) によって社会への経済費用を、並びに健康上の便益 (健康の改善及び統計的な救われた命の数として測定される) によって社会への便益を測定することができる。

いくつかの提案には、1回目の分配効果 (例えば、提案が小規模な会社に不均衡な影響を与える、又は特定のグループに便益が生じるとすれば) 及び競争効果 (例えば、提案が産業界で稼動する会社の数を著しく減少させるとすれば) もあるかもしれない。

いくつかの場合においては、いかなるマクロ経済的又は2回目の効果の特筆も適切かもしれないが、普通はそれらを定量化又は予想しようと試みる必要はない。

- 例えば、会社が供給者若しくは顧客に費用の増加分を転嫁する、又は支払う賃金若しくは収益を削減する程度。
- ほとんどの提案は、重大なマクロ経済的効果を持たないだろう。したがって、免職された労働者は他の職を見付け、国内又は外国の需要又は価格における変化によって貿易のバランスが回復するため、普通は職又は対外貿易への効果は分析と関連しない。
- これらの効果は、しばしば推計することが困難で推測的なものになりがちであり、及び全体的な正味の経済的効果のない、単に経済の中での資源の再分配を表すものにすぎないことがしばしばある。
- しかし、重要な事例は、影響を受ける産業において提案が市場の失敗を取り除く場合に関係する。例えば、法的な文書に電子署名の使用を認める規制は、以前は紙の文書の不必要な要求によって妨げられていた情報通信技術 (ICT, Information-Communication Technology) のより効率的な展開を可能にするかもしれない。
- しかし、ある状況においては、マクロ経済的又は2回目の効果の定量化を試みる価値があるかもしれない。
 - もし重大な移行的又は地域的な効果がありそうなら、これらについてふれるべきであり（例えば、孤立した地方で大きな産業が閉鎖し、その土地での失業状態が長引きそうであれば）— これらの効果を和らげるいかなる方策も特筆すべきである。
 - それらのマクロ経済的効果を推計するに値する、十分に大きく、広範囲に及ぶ影響を持つ提案もいくつかあるだろう — 例えば、最低賃金の導入 (introduction)。提案がこの分類に当てはまるかもしれないと思えば財務省と協議すること。
 - 2回目の効果が費用又は便益に付け足すことができる事例があるかもしれない。これは、初期の提案が重大な波及効果又はデモンストレーション効果を持っている場合かもしれない。
 - 例えば、産業用地における商品の保管を制限する提案が貨物の移動を増加させるのであれば、追加的な道路渋滞はその他の経済に否定的な波及効果を持ち得る。
- 単に産業支出の方向が変わっただけで、重大な2回目の全体的な効果に至る場合はめったにないだろう。
 - 例えば、もし産業が新たな保安設備を購入しなければならないのなら、これはその設備の供給者の収入を改善することになるだろう。しかし、その産業は他の分野における支出を削減しなければならず、このため、経済への全体的な効果がもたらされずに、損をする他の供給者があるだろう。

- これは、利益を得る供給者が、情報技術、バイオ科学又は環境技術のような革新のより早い知識産業にある場合であっても一般的にそうである。産業が技術動向を熟知した上で最善とみなすであろう支出パターンに規制による変更がもたらされるのであれば、そうではないとの強力な証拠がない場合には、アウトプット、投資及び生産性への全体的な効果は否定的なものになると推定される。
- 選ばれた2回目の効果を強調することは分析を偏らせ得るので、2回目の効果のいかなる考慮も均衡を持つべきである。
- 全体的な経済効果がなくても、分配効果は重要かもしれないので、要約：分析及び証拠のページ及び/又は Evidence Base の中に特筆されるべきである。
 - 例えば、提案は地域間又は産業間で異なった影響を持つかもしれない。
 - そのような分配効果を説明する場合は、全体的に肯定的又は否定的な効果があるという印象を与えることを避けるために、得をする者と損をする者の両方を一覧にすることが重要である。

長期にわたって生じる費用及び便益の割引

(Discounting costs and benefits occurring over time)

ほとんどの規制提案が、費用を課し、長期にわたって蓄積される便益を持つと思われる。異なった時期に発生する費用及び便益と共に選択肢を比較するためには、割引を使って推計値を調整する必要がある。

費用及び便益を現在の価値に割引くことによって、要約：分析及び証拠のページに要約することのできる「現在価値」の数値が提供される。

割引の使用は、人々は後ではなくより早く良いものを手に入れることを選好し、物品に対する支払いをできるだけ長く先延ばしにすることを選好するという事実を反映する。規制の提案についてもこれは同じである — 便益の発生が早く、費用が先延ばしになるほど良い。

- 推奨される割引率は 3.5% である。費用及び便益の動向の間の差の現在価値の算出は選択肢の純現在価値 (NPV) を提供する — これは政府の活動を正当化することができるかどうかを決める第一の基準である。
- 現在価値及び割引率表 (Present values and Discount rate table) は、3.5% の割引率の使用と共に 1,000 ポンドの現在価値が将来どれだけ下がるかを示すものである。

現在価値及び割引率

期間 (年半ば)	現在価格の支払い (年半ば) 率= 3.5%
0	1,00 ポンド
1	996 ポンド
2	934 ポンド
3	902 ポンド
4	871 ポンド
5	842 ポンド
6	814 ポンド
7	786 ポンド
8	759 ポンド
9	734 ポンド
10	709 ポンド

どれだけの期間にわたって提案が割引されるべきかは政策の提案によって異なる。10 年間という期間が典型的だが、他の要素が考慮に入れられるべきである：

- 中心的な費用が機器の購入なら、その機器の耐用年数を使うことができる。
- 政策に期限条項 (sunset clause) があるのなら、割引期間はその政策が実行される年数にするべきである。
- 費用又は便益が遠い先の将来に現れると思われるなら、より長い期間を考慮した方が良いかもしれない。財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価の付属文書 6 を見ること。

この手順は省庁エコノミストが助けてくれるだろう。財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価も見ること。

前提のテスト (Testing your assumptions)

完全に正確に将来を予測することは不可能である。これは、選択肢の影響を評価する時及びそれらを比較する時には推測をしなければならないという意味である。これらは、最終的な提言が特定の推測によって推進されていないことを確定的にするために考査されるべきである。

リスク及び不確実性を取り扱うためには、どのような推測がされたかを明確に提示すべきである。費用及び便益のレベルに影響を与えるかもしれない、いかなる特定のリスク又は

不確実な分野も特定すべきである。

起こっている出来事に対して確率を指定することのできるリスク（例えば、火事又は事故のリスク）については、予期される費用及び便益の推計にこれを使うべきである。

出来事に対して確率を指定することはしばしば不可能である。さまざまな推測がされる多くの異なった筋書きの影響を分析するためには感度分析を使うべきである。

提案に対する異なったレベルの遵守が詳しく調べられるべきである。完全な遵守が常に達成できると想定すべきではない。費用を正当化するためにどれだけのレベルの遵守が必要かを理解することが重要である。

政策決定者はしばしば、提案を開発している時は楽天的になりすぎているという証言がある。便益及び費用に関する、この「楽観主義による偏向」の影響を考慮すべきである。これは分析の中で具体的に考慮されることができる。

これらの手法を使って、便益及び費用の幅を産出することができる。このような幅は、行うべき決定を、発生するかもしれない問題と共に考慮することを可能にする。望ましくない費用、もたらされない便益又は後に問題を修正するために必要となる費用のかかる活動などが考えられるため、これが意思決定手順の中で考慮されることは重要である。

推測の考査並びにリスク及び不確実性の取り扱いについての詳しい考察は財務省グリーンブック：中央政府の事前評価及び評価を見ること。

Evidence Base のこの項を明確で、専門用語を使わずに提示することが重要である。関連資料が要約：介入及び選択肢並びに要約：分析及び証拠のページに含まれ、いかなる関連の調査情報、貨幣化されていない影響（具体的影響テストを見よ）もが付属書類として添付されることを確実にしなさい。

影響を受ける部門及びグループ (Sectors and groups affected)

各選択肢が異なった部門及びグループに与える影響を考慮する必要がある。考慮されている選択肢はいくつかのグループに対して有益な影響を持ち、他のグループに否定的な影響を持つかもしれない。

できる限り具体的であること及び想定事項を立証するために利害関係者と共に働くことが

重要である。選択肢によって影響される全ての重要なグループが考慮されるべきである。影響を受け得るグループの特定を助けるために、早期段階で非公式の協議を使うこと。

費用を負担する者と同様に、直接的及び間接的に影響を受けるものを含む便益を得るグループを含むこと。

- 例えば、汚染を減少させる政策は、異なった行動をしなければならない汚染者に直接的な効果を持つ。しかし、汚染が減少し環境が改善されるにつれて一般の人々にはより長期間の間接的効果を持つかもしれない。

異なった選択肢が異なったグループに影響を与える場合を特定し、選択肢がグループ内及びグループ間の分配に変化を与えるかどうかを考慮すること。

次の事柄への影響について考えること：

- 企業 — 特定の産業、会社の類型及び異なった規模の企業
 - 企業部門の多くは、例えば EEF (Engineering Employers' Federation) 又は英国銀行協会 (The British Bankers' Association) のような、影響評価の本項の完成を進んで手伝ってくれるような企業団体を持っている。Trade Association Forum は、特に、政府省庁が英国の産業団体 (trade association) 及び企業部門に関する情報にアクセスを持つ助けとなることをねらいとしている。
 - 産業の異なった部分 (例えば、金融アドバイザーよりはむしろ銀行及び住宅金融組合 (building societies)) 又は供給連鎖 (supply chain) の異なった部分 (例えば、卸売業者又は小売業者よりはむしろ生産者) に対して異なった影響がある部分を明確にすること。
 - SIC コード ('Standard Industrial Classification' code (業種分類コード)) は、経済活動の類型ごとに企業体系を分類する、広く知られている手段である (コードの改定が 2007 年に予定されている)。これらのコードを使うことによって、明快さを確実にできる。SIC コードの索引は SIC コードの中に見ることができる。
- 政策の選択肢によって影響を受ける関連の市場の特定に考慮すべきである。実用的な課題の概念の構成、例及び考察は OFT ウェブサイトに提供されている。提案が、影響される市場のいずれかにおける競争を阻む、制限する、又は歪曲させ得るかどうかについての回答を得るための助けは別項の競争の評価 (Competition Assessment) を見よ。

- 第3セクターの組織：政策の選択肢は自発的及び慈善的な部門にもまた影響を与えるかもしれない。これらが正当に考慮されることが重要である。政府内の他のところにいる同僚がこれらの組織とすでにつながりを持っているかもしれない（例えば、内閣府の Office of the Third Sector）ので、かれらの関係を使うことができるかもしれない。代わりに、組織に直接連絡をすること。National Council for Voluntary Organizations は役に立つ出発点となるかもしれない。
- 社会的弱者グループ（vulnerable group）及び平等を訴えるグループ（equalities group） — 具体的影響テスト（Specific Impact Tests）も見よ。

リスク、不確かで意図しない結果

(Risk, uncertainty and unintended consequences)

リスク及びそれがどのように起こりそうかが考慮されるべきである。リスクの結果（consequences） — リスクによって政策がその目的を満たすことが阻まれる可能性があるか — を説明すること。影響評価書式（Impact Assessment template）の要約：分析及び証拠のページは、重要な感度及びリスクを強調するよう求めている（以下の例を見よ）。影響評価には、各選択肢の全てのリスクの予期される値の算出が含まれるべきであり、各選択肢がどのように将来の不確実性にさらされているかが考慮されるべきである。

影響を受ける主なグループによるその他の重要な貨幣化されない便益 燃素中毒から発生するその他の費用は測定するのが困難であるが、小型機械産業の労働者たちがより安全な労働環境から便益を得ることが予期される。			
主な想定/感度/リスク 提案は 2010 年までに 90%の遵守を想定する。燃素中毒削減による便益は不確実であり、10 年間にわたる純便益は 1 億 8 千万～5 億 14 百万ポンドと推定される。遵守の割合が 50% であれば、純便益は 1 億 8 千万ポンドになるだろう。			
価格ベース年 2007 年	期間年数 10 年	純便益幅（NPV 純現在価値） 1 億 8 千万～5 億 14 百万ポンド	純便益（NPV 最良推定値） 3 億 65 百万ポンド

これらのリスクを削減するために選択肢の修正を考慮してもよい。詳しい助言は以下で入手可能である：

- 財務省による一般市民に対するリスク管理：事前評価の手引き（Managing risks to the public: appraisal guidance）

- 戦略ユニットレポート「リスク：リスク及び不確実性に対処するための政府能力の改善」(Risk: Improving government's capability to handle risk and uncertainty) (内閣府ウェブサイト)

これに加えて、選択肢それぞれについて、可能性のあるいかなる意図されない結果をも考慮すること。これらは予測することが困難であるが、早いうちにこれらについて考え始めれば、このことは、問題を最小限に抑え、より成功裡に政策目的を執行する一助となる。

Better Regulation Commission による「リスク、責任、規制：いったいそれは誰にとってのリスクなのか？」(Risk, Responsibility, Regulation: Whose Risk Is It Anyway?) は、英国のリスク管理の方法は規制のやり過ぎにつながっていると提案している。

予期された値が異なった選択肢間のリスクの影響についての良い理解を得る 1 つの方法であり得る一方で、将来は本質的に不確実であるため、将来の不確実性がどのように選択肢の間で選ばれたものに影響を与え得るかを考慮することも重要である。ここで、感度分析 (sensitivity analysis) についての更なる情報を見よ。

実施 (Implementation)

影響評価 (Impact Assessment) の早期段階で、実施、監視 (monitoring) 及び執行 (delivery) について考える必要がある。影響評価書式の要約：分析及び証拠のページは、政策が実施される期日の明記を求めている (以下の例を見よ)。

政策/選択肢の地理的範囲は？	イングランド及びウェールズ
政策が実施される期日は？	2007年10月
どの組織が政策を実施するか？	小型機械庁
これらの組織のための施行費用の年次総費用は？	500,000ポンド
施行はハンプトンの原則を遵守しているか？	はい

Evidence Base は、各選択肢について、中心的な課題を扱う実施及び執行計画の概説を可能にする。これらには以下のものが含まれるかもしれない：

- オーナーシップ — 例えば、誰が実施責任を負い、誰が意思決定をするのか？
- 実施のねらい — 成功の基準を含む、必要と考えられる政策目的及びアウトカムに当てられた焦点。

- 実施予定表 — 重要な事項決定点及び里程標。いくらかの柔軟性を組み込むこと。
- 利害関係者の識別 — 誰が実施に関与し、誰がより広範囲にわたる影響を受けるか？
- コミュニケーション戦略 — 影響を受けるもの、特に小規模企業及びその他の組織に対する早期警告の余裕を認めることを含む。
- リスク分析 — 各選択枝の執行及び実施についてのリスク管理を考慮すること。
- 施行及び監視は、政策目的の執行及び成功がどのように審査されるかに影響を与える。
- 商務庁 (OGC, Office of Government Commerce) の OGC Gateway Reviews は、プログラム又はプロジェクトがその目的を執行するためにどのように組織されるかを吟味する。詳細は OGT ツールキットに見ることができる。
- 実施が、他の政府省庁及び検査機関並びに総合的な負担によるものを含む、既存のイニシアチブの中にどのように適合するかを考慮すること。
- 影響評価ガイダンスには、共通開始日 (common commencement dates) に関する情報が提供されている。

モニタリング (Monitoring)

政策を監視するために、有効な監視の仕組みを持つ必要がある。これは、政策が最初に作られた目的に適っていることを確認し、遵守のレベルについての情報を手に入れさせてくれる。

影響評価の中で、各選択枝について提案される監視の手順を説明すること。基準を具体的 (Specific)、測定可能 (Measurable)、達成可能 (Achievable)、関連性のある (Relevant)、及び期限を定めた (Timebound) もの (SMART) にすること。

既存の監視の仕組みに配慮すること — それらを使うことができるかもしれないが、そうでなければ、他の政策によって影響を受ける者は複数の監視活動に直面することにもなるかもしれないことを心に留めておくこと。

遵守を全体的な政策の目的及び執行の成功指標に対照させて評価すること。何が遵守として見なされ、何がそうでないかについて明確にすること。

各選択枝の監視について誰が責任を負うのかを概説すること。遵守及び監視の規制を受け

る者の費用並びにこれがいくつかのグループに不均衡な影響を与えるかどうかについて考えること。

監視の頻度及びそれがどのように報告されるかを説明すること。

将来の政策立案に役立てるように、提案によって影響される者からのいかなる苦情も記録するフィードバックの仕組みの設置を考慮すること。

施行（Enforcement）

影響評価書式の要約：分析及び証拠のページは、政策が実施される日付を特定するように求めている（下の例を見よ）。

政策・選択肢の地理的範囲は？	イングランド及びウェールズ
政策が実施される年月日は？	2007年10月
どの組織が政策を施行するか？	小型機械省
これらの組織のための施行費用の年次総費用は？	£ 500,000
施行はハンプトンの原則を遵守しているか？	はい

政策決定者は、施行の選択肢を考慮する時、ハンプトン・レビューに提示されている原則を考慮すべきである。これらは以下に示されている。

施行：ハンプトン・レビューの原則

- 規制当局、及び全体としての規制制度は、最も必要とされている地域に資源を集中させるために包括的なリスクアセスメントを使うべきである。
- 規制当局は、行った決定の中で独立した立場を保持しながら、活動の効率性及び有効性について説明責任を持つべきである。
- 全ての規制は、簡単に理解、実行及び施行ができるように文書に記述されるべきであり、起草される時は関心を持つ全ての当事者と協議されるべきである。
- 理由なしに査察（inspection）が行われるべきではない。
- 企業は、不必要な情報を与える必要はなく、同じ情報を2回与える必要もない。
- 持続的に（persistently）規制を破る少数の企業は速やかに特定されるべきであり、相応で、意味のある制裁に直面すべきである。
- 規制当局は、権威があり、理解できる（accessible）助言を容易に及び安価に提供すべきである。
- 新しい政策が開発されている時は、管理上に課される負担を最小限に抑えるために既存

の制度及びデータを使ってそれらをどのように施行することができるかについて明確な考慮がされるべきである。

- 規制当局は、的確な (right) 大きさ及び能力の範囲であるべきであり、既存の者がその仕事をするところと新たな規制当局を創るべきではない。活動の重要な要素は、経済的な成長を許容又は奨励さえもすることであり、明らかに保護が必要な場合のみに介入することであることを規制当局は認識すべきである。

施行の課題についての更なるガイダンスはハンプトン・レビューによって与えられている。

特に重要なのは、誰が政策を施行するかを考慮すべきことである。政策を施行する手助けをすることができる者は他にいないか？積極的な (active) 施行が必要だと決定したのならば、早期の段階で潜在的な施行当局 (potential enforcement authorities) を関与させ、これを影響評価の中で説明しなければならない。

新たな施行体を作る提案がなされるのなら、既存の実施庁 (agency) が新たな提案の施行をなぜ実行できないかを明確にすること。新たな施行体の活動はまた、いかなる既存の実施庁の活動とも適切に統合される必要がある。職員の採用及び研修のような課題も考慮に入れること。財務省及び Better Regulation Executive からの承認も必要とするだろう。

制裁 (Sanctions)

ハンプトンの原則 (Hampton Review) (http://www.hm-treasury.gov.uk/budget/budget_05/other_documents/bud_bud05_hampton) に概説される、施行のリスクに基づく手法と一貫する、現代の目的に合った一連の柔軟な制裁ツールへのアクセスを規制者が、確実に持つことをねらいとする多くの提案をする、マクロリーの原則 (Macrory Review) (http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/reviewing_regulation/penalties/index.asp) を考慮したいと思うかもしれない。

新たな上訴権が考慮されているのなら、早期段階で憲法省 (Department for Constitutional Affairs) (consultation@dca.gsi.gov.uk) と協議すべきである。

新たに提案されたいかなる犯罪規制についても、内務省 (電話 0207 035 1726) 及び憲法省と協議しなければならない。新たな犯罪規制は、警察及び裁判所の業務の増加につながり、法的支援の費用にも影響があり得ることを覚えておくこと。

刑事上の制裁又は民事罰の導入を考慮している場合は、提案が裁判所及び法的支援の作業

量にもたらす結果について話し合い、及び合意するために提案開発の早期段階で憲法省に連絡をしなければならない。法的支援影響テスト (Legal Aid Impact Test) (<http://www.dca.gov.uk/laid/impact-test.htm>) で詳細を見ることができる法的支援影響テストを完成させることが求められる。これは、面倒くさい手順ではないが、提案について政策の承認を確保するにあたってその後の問題が生じないことを確実にするために実施することが非常に重要である。

制裁のためのいかなる提案も、人権保護法を遵守しなければならない。

EU 指令の転換 (Transposition of EU directives)

EU 指令の転換についての政府の政策は：

- 企業への負担を最小限にすることを含む他の英国の政策目標に従って、時間どおりに指令の目的を達成すること；
- 例外的な事情があり、及び便益が明らかに費用を上回ることがない限り、過剰な実施 — 金メッキ — を避けること。

影響評価は、政策目標に沿って指令を効果的に実施するために使用される重要なツールである。影響評価書式の要約：分析及び証拠のページでは、実施が EU の最小限の要件を超えるものであるかが問われている。次の例を見よ。

実施は EU の最小限の要件を超えるか？

はい/いいえ

EU 指令の実施提案についての書式を使用する時に特に留意すべき2つの点は：

- 支持する証拠は、指令を実施するために考慮された実現可能な選択肢を全て明確に特定すべきである。指令が不明瞭で、それがどのように適用されるかについて異なった解釈が可能な場合は、影響評価はこれらの異なった解釈を実施可能な選択肢として提示し、それぞれの選択肢の費用及び便益を評価すべきである。
- 証拠は、指令によって要求されたものよりも提案された実施選択肢のいずれかがより重い負担の強制 (impose) につながるかどうかを明確に述べるべきである。選ばれた政策選択肢が過剰実施を伴うのなら、強力な費用便益分析及び企業との広範囲の協議によって正当化されるべきである。

内閣府の「転換ガイド：ヨーロッパ指令を効果的に実施する方法」(“Transposition Guide: How to implement European Directives Effectively”) には、EU 規制制定の処理を担当する政策担当職員 (policy officials) 及び法律家のためのこれに関する詳しい情報が含ま

れている。EU 指令ガイダンス (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/documents/pdf/europe/tpguide.pdf>)。

共同決定及び礼譲の手続き (Codecision and Comitology Procedures) などのような異なった EU 意思決定手続きについてのガイダンスは、ヨーロッパ事務局 GSI サイト (European Secretariat's GSI Site) を見よ。

省庁ガイダンスの典拠を調べたいと思ってもよい。

補償の簡素化 (相殺) Compensatory simplification (offsetting)

影響評価書式の要約：分析及び証拠のページは提案された相殺方策の価値を年間基準で提示することを省庁に求めている。

省庁は、新たな規制を導入したい時は既存の要件を簡素化する、又は取り除く機会を積極的に模索しなければならない。このねらいは、新たな方策の創出と既存の要件の削減の間により良い均衡をもたらすことである。

全ての大きな提案について相殺する簡素化方策を特定しなければならない。簡素化のための計画は、可能な時は絶対に、新たな提案と概して同等のものであることが重要である。規制説明責任のための委員会 (Panel for Regulatory Accountability) は、満足のゆく補償的な簡易化方策が考慮されていないと結論を出した時は、規制の提案を却下するかもしれない。

他の全ての提案についての相殺方策の範囲 (scope) を考慮することも期待される。一括した規制法案 (regulatory package) の一部として簡素化が提案される可能性は常に影響評価の中に提示されるべきである。補償的な簡素化方策についての範囲がない時は、影響評価はこれについて説明する必要がある。

省庁の簡素化計画 (Simplification Plans) にすでに包含されている提案は新しい規制提案として二重に考慮されてはならないが、省庁が毎年更新する (annual updates) の次の計画の中に含むことができる。簡素化計画についての詳しい情報は <http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/reform/simplifying/plans.asp> を見よ。

方策の特定

可能な限り早期の段階から、次のことをすべきである：

- 規制的環境、特に新たな方策を導入しようとしている領域を概観すること。
- 次の事項を自問する
 - 既存の規制の中に提案がどのように適合するか？
 - そこにどれだけの規制があるか？
 - 既存の規制の政策目的は達成されているか？
 - 施行は効果的か？
 - 企業の懸念事項（もしあれば）は何か、及びそれに対応することができるか？
 - 新しい提案は既存の要件を取り除く、又は簡素化することが可能か？

可能な限り早期にエコノミスト、統計学者及び科学者などの専門家の助言を求めること。

人々が論評し、又は変更のために更に勧告することができるように、相殺する簡素化についての提案の詳細は正式な協議に含まれなければならない。省庁の中の既存の伝達経路もまた有効に利用して、外部の利害関係者から簡素化の提言を求めるべきである。

- 例えば、管理上の負担への対処と同様に、規制の除去、既存の要件の統合及び重複する、又は一貫性のない規制の合理化を含む、一連の簡素化方策を開発することが可能である。提案は、非立法上の、例えば、管理上の負担を削減する、又は執行を改善する（詳細については下記を見よ）ための施行及び検査の実施慣行の変更のようなものであってもよい。

影響の評価

簡素化の提案又は複数の提案が新しい規制方策の費用を相殺する程度及び既存の条件が除去されることの影響の程度の両方を評価しなければならない。

- この影響評価は、考慮されている方策と比例すべきである。大きな提案の場合又は相殺の方策が異なった方策分野を扱う場合は、保護の除去及び競争への影響が十分に評価されたことを確実にするために、別の影響評価が必要である。

ねらいとされた方策

利害関係者が簡素化方策の特定及び評価の手順に没頭することは決定的に重要である。簡

素化の方策が信憑性のあるものかどうかを判定するための重要な基準は、影響を受ける部門が、その方策が彼らの分野における規制の負担を削減させる実際の影響を持つと確信しているかどうかである。したがって、協議文書には、補償的簡素化の提案の評価の詳細が含まなければならない。

明らかに、簡素化の方策によってもたらされた費用の削減が、新たな規制によって影響を与える同じ規制分野に収まることが望ましい。例えば、道路運送産業に影響を与える新しい規制が同じ部門の負担を削減する簡素化方策によって相殺されるように、上記に概説された段階はそのような簡素化方策を特定する一助となるであろう。

範囲の拡大

同じ規制分野に影響を与える具体的な相殺方策を特定することは可能ではないかもしれない。もしそうであれば、なぜ特定できないのかについての理由を記した説明を含め、また、場合によってはより幅広い産業部門に対しての他の簡素化の範囲を考慮しなければならない。

補償的簡素化方策

簡素化という一般的な用語には次のものが含まれる：

- 規制撤廃：以前は規制されていた体制のより大きな自由化につながる、法令集からの規則の除去
- 統合：異なった規制をより管理しやすい形態にまとめ、新たな法律をより明確に言い換える。透明性と理解を改善することによって、遵守の費用が削減されるべきである。
- 合理化：部門特有の様々な「垂直的」な規制を置き換えるために、水平的な立法（horizontal legislation）（不当に取引をおこなわないための一般関税のような）を使用すること、及び重複した又は一貫性のない規制を解消すること。
- 明瞭化：要件の明瞭化又は遺漏及び錯誤の訂正。法律についての疑念及び曖昧さを解消させ、それによって遵守の費用を削減する。

簡素化の方策はまた、例えば、管理上の負担を削減するために施行及び検査の実施慣行を変更するというような、非立法上のものであってもよい。

- Better Regulation Task Force の ‘Less is More’ のレポートには、管理上の負担を削減するかもしれないプロジェクトの例の一覧の付属書が含まれている。更なる例は、2006年の簡素化計画（Simplification Plans）の政府の要約で見ることができる。

炭酸ガス影響評価 (Carbon Impact Assessment)

2003 年から政府は、炭酸ガス影響評価を環境的影響の評価の不可欠要素とすることに取り組んできた。DEFRA 及び財務省は、政策選択肢が温室効果ガスの排出に重大な影響を与えるかどうかを政策決定者が特定するための一助となるガイダンスを開発している。このガイダンスは、ふるい分けが潜在的な重大な影響を示唆するのであれば更なる段階が続く最初のふるい分けの実施（第一段階）によって構成される。重大な影響がある場合は、炭酸ガスの費用が貨幣化され、及び次の事柄が行われるべきである：

- 要約：分析及び証拠のページの関連の欄に明確に特定する。
- 要約：分析及び証拠のページの費用の全体的な要約の要素として取り入れる。
- Evidence Base の中に詳しく説明する。

DEFRA の気候変動の影響 (impacts on climate change) (<http://www.defra.gov.uk/corporate/regulat/impact-assessment/envguide/ccimpact/index.htm>) 及び財務省の事前評価及び評価に関するグリーンブックのガイダンス付属文書 2 を見よ。

温室効果ガス排出の変化の価値は？

無視できる/£

競争 (Competition)

提案の影響が競争に賛成するものであるか反対するものであるかを特定すること、及びこの影響が重大なものであるかどうかを評価することが重要である。

公正取引局 (Office of Fair Trading, OFT) は、競争の懸案事項を提起するかもしれない法律の提案について大臣及び担当官に勧告する法的役割を持っている。

OFT は、提案が競争の懸案事項を提起するかどうかを担当官が判定するのを助けるために、次の 4 つの質問によって成る競争の判定基準 (competition filter) を開発している。

規制提案は：

- 供給者の数又は範囲を直接的に制限するか？
- 供給者の数又は範囲を間接的に制限するか？
- 供給者の競争能力を制限するか？
- 供給者が活発に競争をする誘因を減少させるか？

どのように競争評価を行うかについてのガイダンスは OFT の競争評価ガイダンス (OFT Competition Assessment Guidance) (http://www.offt.gov.uk/advice_and_resources/resource_base/guidelines/de) で見ることができる。

適切な場合は、競争評価の成果は要約:分析及び証拠のページに要約され、及び EvidenceBase に提示されるべきである。

影響される市場の特定

この項の目的は、提案によって誰が直接的又は間接的に影響を受けるかを理解しようと努めることである。起こりそうな規制の効果についての政策決定者の理解を改善することを助け、及び有用な協議のための良い基盤もまた提供されるので、影響される市場を早期段階で特定することは重要である。

ある市場とは、一般的に、特定の分野の中の同様の商品の一群から成ると考えられている。

「市場の中」の供給者とは、したがって、あらゆる場所においてあらゆる商品を供給する者のことである。

- 規制によって影響される市場を特定するための出発点は、直接的に影響を受ける商品を特定することである。
- 直接的に影響を受ける商品が特定されたら、次に、間接的に影響を受ける商品を考慮に入れるべきである。なぜならば、新しい規制を受けて、少なくとも一部の消費者又は供給者が、それらを直接的に影響を受けるものの代替にすることが当然考えられるからである。
- 影響される市場の地理的な特徴も考慮されるべきである。市場は、地方的な、地域的な、全国的な又は国際的なものかもしれない。
- 影響を受ける市場を特定するとき、関連市場に波及効果があるかもしれないことを考慮することが重要である。政策決定者が、問題になっている商品の供給連鎖及びそれが規制によってどのように影響されるかを考慮すべきことが重要である。

助成金は、特に助成金が大きく及び互いに競争している会社の選ばれたものだけが入手することができる場合、同様の活動に着手している会社間の競争を歪曲させ得る。OFT の助成金ガイダンス (subsidy Guidance) (http://www.offt.gov.uk/shared_offt/reports/comp_policy/oft829.pdf) は、政府省庁が財務省グリーンブック又はグリーンブックに基づくガイダンスに沿って助成金の事前評価に着手する時に競争への影響をどのように考慮に入れることができるかについて説明をしている。

英国の助成金のほとんど全てが国庫補助金であり、したがって、ヨーロッパ国庫補助規程 (European State Aid rules) を遵守する必要があることに留意すべきである。これらの規程は、OFT のガイダンスの適用にかかわらず、加盟国が順守しなければならない法的な義務を

課すものである。

詳しい情報

初めに、政策決定者は、提案の市場に対する潜在的な影響について省庁エコノミストと話し合うことを有用だと考えるかもしれない。

概念的な枠組みの詳細を提供し、及び市場の定義の中で生じるかもしれない実用的な課題を審議する包括的なガイダンスは OFT のウェブサイト OFT Market Guidance (http://www.offt.gov.uk/shared_offt/business_leaflets/ca98_guidelines/oft403.pdf) で入手可能である。

競争の課題に関する詳細又は援助については OFT の規制審査チーム (Regulatory Review Team) に電話 (020)7211 8500 又は e メール competition.assessment@oft.gsi.gov.uk で連絡すること。

組織ごとの平均年次費用 (Average annual cost per organisation)

影響評価書式の要約：分析及び証拠のページは、企業及び第 3 セクターへの影響を考慮することを求めている。異なった規模の組織については、考慮されている選択肢又は提案の組織ごとの推計年次費用（1 回限りの費用を除く）を提示する必要がある。詳細 — 例えばどのような移行費用も — は影響評価のための Evidence Base に含むことができる

組織あたりの年次費用 (£・£) (1 回限りのものを除く)	極小	小規模	中規模	大規模
	136	349	561	774
これらの組織のうち免除されるものはあるか?	いいえ	いいえ	適用せず	適用せず

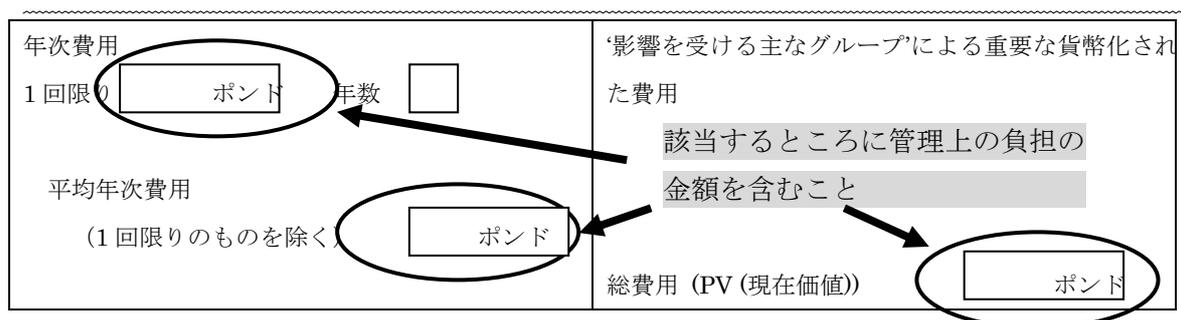
小規模企業局 (Small Business Service) は、異なった規模ごとの企業の定義についての情報及びその他のガイダンス並びに小規模会社影響テスト (small firms impact test) を含む、推定値の開発を助けるための情報を提供することができる。

管理上の負担及び影響評価 (Admin burdens and Impact Assessment)

一般的に言って、影響評価では不変価格（すなわち、今日の一般的な価格水準の「現実の価

格」(real terms) で表現される (財務省グリーンブック 5.42 項を見よ。) における費用及び便益の計算を要求する。管理上の負担は、標準コストモデル (standard cost model) を使って計算され、及び影響評価書式の要約：分析及び証拠のページに示される総計費用に含まれる必要がある。

これらの課題を考慮する時、政策決定者には、もし可能であれば早期の段階に省庁又はその他のエコノミストと協働することを勧める。



新たな規制又はその他の新たな介入における管理上の負担

影響評価は、政府が英国の経済全体にわたる管理上の負担の最新の記録を保持する手段でもある。これらの負担の実績調査は 2005 年 5 月に着手され、各省庁はストックデータベースに独自のベースラインを管理している。ベースラインを最新のものに保つために、標準コストモデルから産出された管理上の負担も 2005 年価格で計算され、及び影響評価書式に明確に提示されなければならない。これらの計算の結果を記録するために、書式の要約：分析及び証拠のページには別の欄を設けている。

管理上の負担のベースラインへの影響 (2005 年価格) 増 <input type="text"/> £ <input type="text"/> 減 <input type="text"/> £ <input type="text"/> 正味の影響 <input type="text"/> £ (増 - 減)
重要： 年次費用：不変価格 (正味) 現在価格

新たな規制又はその他の新たな介入についての影響評価に着手すべきである。管理上の負担のベースラインへの影響の測定には、3つの段階が行われるべきである：

- 「英国標準価格モデルマニュアル」(UK Standard Cost Model Manual) (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/REGULATION/documents/scm/scm.pdf>)で説明されているように新たな管理上の負担及び又は管理上の負担の削減を計算する。
- 適切なデフレーター (下記の項を見よ) を使ってこれらの数字を 2005 年価格に調整する。
- 引き下げられた数字を使って、新しい提案の 2005 年の管理上の負担のベースラインへ

の影響を計算し、「管理上の負担のベースラインへの影響」（下記を見よ）の欄に書き入れる。

管理上の負担のベースラインへの影響 (2005年価格)		£ (増 - 減)
増 £ <input type="text"/>	減 £ <input type="text"/>	正味の影響 <input type="text"/>
重要: 年次費用: 不変価格		(正味) 現在価格

管理上の負担への変化（いかなる1回限りの移行費用をも含む）の正味の影響（net impact）（不変価格で）もまた、要約：分析及び証拠のページ上部の年次及び総費用の総計算の中に含まれるべきである（下記を見よ）。適切であれば、計算の基礎を、影響評価に含まれるEvidence Baseの中に提示すべきである。

年次費用 1回限り <input type="text"/> ポンド 年数 <input type="text"/> 平均年次費用 (1回限りのものを除く) <input type="text"/> ポンド	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された費用 管理上の負担の金額を不変価格で含むこと 総費用 (PV (現在価値)) <input type="text"/> ポンド
年次便益 1回限り <input type="text"/> ポンド 年数 <input type="text"/> 平均年次便益 (1回限りのものを除く) <input type="text"/> ポンド	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された便益 管理上の負担の金額を含まない 総便益 (PV (現在価値)) <input type="text"/> ポンド

管理上の負担における削減は、費用における削減として — 便益の増大としてではなく — いかなる変化による影響もが要約：分析及び証拠のページの便益の欄ではなく費用の欄に含まれるべきである。

価格の調整

考慮されている提案の重大さを反映する価格調整の手順には、つりあいのとれた手法がとられるべきである。例えば、負担が小さく影響評価が行われた時と2005年の間に実質的な価格の変化がない場合は、費用便益分析に使われた金額を省庁ベースラインへの影響を推計するために使う — 及び逆もまた同様 — ことができる。それでもやはり、いかなる計算も対抗できるものであり、強力な証拠に基づいている必要がある。

適切な換算レートが使われるべきである。管理上の負担の金額は単なる指標であるため、ほとんどの場合において、一般的なレートの使用で十分である。以下のものを使用することを考慮することができる：

- サービスに対する費用の調整をする必要があるのなら、平均収入指数 (Average Earnings Index) (<http://www.statistics.gov.uk/statbase/Product.asp?vlnk=1944>) を使うのが適切かもしれない。
- 財に対する費用の調節をする必要があるのなら、一般消費者価格デフレーター (例えば RIP 又は CPI) (<http://www.statistics.gov.uk/statbase/Product.asp?vlnk=868>) 又は生産者価格指数 (Producer Price Index) (<http://www.statistics.gov.uk/StatBase/Product.asp?vlnk=790>) (インプット) が適切かもしれない。
- (内部的な) 賃金レートを調整する必要があるのなら、「時間及び収入の年次調査」(Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)) (<http://www.statistics.gov.uk/StatBase/Product.asp?vlnk=14203>) からの賃金のデータを使うのが適切かもしれない。
- より具体的で正確なデータを使いたいのなら、最も適切な手法について合意するために省庁のエコノミスト又は Better Regulation Unit に連絡をして下さい。
- 非常に一般的な場合には、GDP 価格デフレーター (国家統計局 (Office of National Statistics, ONS) のウェブサイト(<http://www.statistics.gov.uk/STATBASE/tsdataset.asp?vlnk=204&More=Y>) に示されているシリーズ識別子 (Series Identifier) の “IHYS” を選ぶこと) が適切かもしれない (詳しい情報については財務省のウェブサイトを見よ)。

簡素化の提案における管理上の負担

管理上の負担を削減することを唯一のねらいとする簡素化の提案を取り扱っているのなら (すなわち、提案に関連するその他の管理上又は政策の費用又は便益がない)、通常は影響評価要約：分析及び証拠のページの全ての項目を完成させる必要はない。このような場合には以下の段階を行うこと：

- 管理上の負担のストックデータベースを使って、簡素化の提案の 2005 年の管理上の負担のベースラインへの影響を計算する。
- 「管理上の負担のベースラインへの影響」の欄に書き入れる (下記の例を見よ)。
- 提案からのその他の影響がないことを Evidence Base の中に明示する。

提案によってもたらされた 合計増加額を記入して下さい。	提案によってもたらされた 合計減少額を記入して下さい。	省庁ベースラインへの 正味の影響（差）を記入し て下さい。
管理上の負担のベースラインへの影響 (2005年価格) 増 <input type="text" value="530万"/> ポンド	減 <input type="text" value="2260万"/> ポンド	正味の影響 <input type="text" value="£ (増) 減) -1730万ポンド"/>

この例は簡素易化の提案のみに関連するため、通常は要約：分析及び証拠のページ上部の年次及び合計の費用及び便益の欄を完成する必要はない。

管理上の負担削減の提案が1回限りの移行費用をもたらすのなら、それらは注意深く定量化され、要約：分析及び証拠のページ上部の1回限りの移行費用欄に含まなければならない。これらは管理上の負担のベースラインには影響を与えない。

政策選択肢	説明
年次費用 1回限り (移行)	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された費用の説明及び規模 管理上の負担の簡素化によってもたらされた1回限りの 移行費用を含める

追加情報

標準コストモデル (SCM) の適用を支持するための詳しい情報は内閣府のウェブサイトで見付けることができる。これには次のものが含まれる：

- 英国標準コストモデルマニュアル (The UK Standard Cost Model Manual) (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/REGULATION/documents/scm/scm.pdf>)
- 標準コストモデルマニュアル付属書 (The Standard Cost Model Manual Annexes) (http://www.cabinetoffice.gov.uk/REGULATION/documents/scm/scm_annexes.pdf)
- 管理上の負担 — 削減の方法 (Administrative Burdens – Routes to Reduction) (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/documents/reform/routes.pdf>)
- 国際標準コストモデルネットワーク (The International SCM Network) (<http://www.administrative-burdens.com/>)

本題目についての詳しい質問は regulation@cabinet-office.x.gsi.gov.uk まで問い合わせるべきである。

具体的影響テスト (Specific impact tests)

政策開発がつなぎ合わされ、及び個々の政策提案が政府の幅広い政策目的を考慮に入れることを確実にするために、政府は一連のテストを開発している。いくつかのテストは、政策決定者が、経済的、環境的又は社会的なものにかかわらず、費用及び便益を貨幣化するための一助となるよう設計されている。その他のテストは、政策決定者による、貨幣化されない費用及び便益の特定又は政策提案の異なった影響の特定を可能にする。

影響評価の第一の焦点は、経済的、環境的及び社会的な費用及び便益の分析及び定量化に当てられるべきである。これに関する詳しい情報は、ツールキット中の選択肢の事前評価に関するガイダンス (Toolkit's guidance on appraisal of options) に見ることができる。

影響評価書式の中の具体的影響テストチェックリストは、政府省庁によって開発され、省庁のガイダンスによって実証された一連のテストを要約するものである。チェックリストは、追加的考慮点を提示する以下のより詳細な表を参考として補ってもよい。

政策決定者は一般的に、政策立案の早期段階で具体的影響テストに関する入手可能な省庁のガイダンスを調べることが奨励される。成文法による義務がある場合（以下を見よ）を除いて、政策決定者は考査の着手において独自の判断をして、全体的な分析がすりあいのとれたものであり、並びに明確な焦点が費用及び便益に当てられていることを確実にしなければならない。多くの考査は、更なる評価が必要か、又は望ましいかどうかを政策決定者が素早く判定することを可能にする、最初のふるいわけの仕組みを持っている。

チェックリストは、政府が取り組んでいる「持続可能な発展の5つの原則」(five principles of sustainable development) に自分の提案がどのように寄与するかを政策決定者が考慮する一助として特に役立つ。この5つの原則とは次のとおりである：

- 環境的な限界の中での生存
- 力強く、健康で、及び公正な社会の確保
- 持続的経済の達成
- 良い統治の推進
- 健全な科学の責任のある使用

持続的発展についての政府の戦略に関する詳しい情報は、Sustainable Development Strategy (<http://www.sustainable-development.gov.uk/publications/uk-strategy/index.htm>) を見よ。その他の関連資料は Sustainable Development Commission (<http://www.sd-commission.org.uk/>) においても入手可能である。

具体的影響テスト：十分なチェックリスト (<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/documents/toolkit0705/pdf/checklist.pdf>)

全ての政策提案において、人種平等、男女の平等及び障害者の平等の評価に着手することは法律上の要件である。

具体的影響テストの取り扱い

以下は、具体的影響テストの取り扱いについての手引きとなるよう意図されたものである。影響は、書式に一覧されているものと同じ順番に並べられている — 下記の例を見よ。

競争影響評価 (Competition Impact Assessment) の目的は、提案の影響が競争を支持するものか (pro) 支持しないものか (anti) を特定し、及びこの影響が重大なものであるかどうかを評価することである。規制は実際に競争を推進させることがあることを記憶にとどめておくことが重要である。例えば、電話番号のポータビリティについての規制によって、顧客が他の電話通信会社 (Telecom Company) に切り替えた時も同じ電話番号を保有することが可能になり、これは電話会社間の競争を奨励するものである。

小規模会社影響テスト (Small Firms Impact Test) には2つの主な段階がある：

- 第一段階 — 小規模会社影響テスト (SFIT) の開始
- 第二段階 — 小規模企業に重大な影響を与えそうな選択肢についての課題の特定及びより十分な探求

Small Firms Impact Test (<http://www.dti.gov.uk/bbf/small-business/regulation-and-tax/Information%20for%20Officials/Small%20Firms%20Impact%20Assessment/page38021.html>) において入手可能な小規模会社影響テストの十分なガイダンスは、小規模会社影響テストがどのように影響評価の手順に適合するかを見るために役に立つ。提案が小規模会社に重要な影響を与えられる場合は政策開発の早期段階に小規模企業局 (Small Business Service, SBS) に連絡を取るべきである。SBS は、小規模会社影響テストを完成させるための支援及び助言を提供することができる。連絡先は電話 020 7215 8009 又は e メール regulation@sbs.gsi.gov.uk。

具体的影響テスト — チェックリスト

以下の表を使って政策選択肢の潜在的な影響をどれだけ幅広く考慮したかを明示すること。

費用便益分析に影響を与えるいかなる考査の結果も主な Evidence base に包含されることを確実にしなさい；その他の結果は付属書類としても良い。

着手された考査の類型	Evidence Base の中に成果があるか？		成果は付属文書になっているか？	
競争評価	はい	いいえ	はい	いいえ
小規模会社影響テスト	はい	いいえ	はい	いいえ
法的支援	はい	いいえ	はい	いいえ
持続可能な発展	はい	いいえ	はい	いいえ
炭酸ガス評価	はい	いいえ	はい	いいえ
その他の環境	はい	いいえ	はい	いいえ
健康効果評価	はい	いいえ	はい	いいえ
人種の平等	はい	いいえ	はい	いいえ
障害者の平等	はい	いいえ	はい	いいえ
男女平等	はい	いいえ	はい	いいえ
人権	はい	いいえ	はい	いいえ
農村地域への影響を吟味すること	はい	いいえ	はい	いいえ

新たな刑事上の制裁又は民事罰の導入が考慮されている時はいつでも、裁判所及び法的支援の作業負担への結果 (consequences) について議論 (discuss) 及び合意するために、提案の開発の早期段階において司法省 Civil Legal Aid Strategy Team と協議しなければならない。これらの状況において、政策決定者は法的支援影響テスト (legal aid impact test) を完成することが要求される。この考査の詳細は Legal Aid Impact tests (<http://www.dca.gov.uk/laid/impact-test.htm>) に見ることができる。

持続可能な発展については、上記の持続可能な発展の一節を見よ。

環境影響テストは、提案の環境的な結果 (environmental consequences) についての省庁の理解及び定量化 (いくつかの場合には貨幣化を通して) を可能にする。

- 2003 年から、政府は炭酸ガス影響評価を環境的影響の評価の不可欠要素とすることに取り組んできた。詳しくは、費用及び便益の事前評価の中の炭酸ガスの影響につ

いての資料を見よ。DEFRA 及び財務省は、政策選択肢が温室効果ガスの排出に重大な影響を与えるかどうかを政策決定者が特定するための一助となるガイダンスを開発している。このガイダンスは、ふるい分けが潜在的な重大な影響を示唆するのであれば、更なる段階が続く最初のふるい分けの実施（第一段階）によって構成される。重大な影響がある場合は、炭酸ガスの費用が貨幣化され、要約：分析及び証拠のページに要素として入れるべきである。

- 考慮すべきその他の環境的課題には、気候変動による影響、廃棄物管理、景観、水及び洪水、生息環境及び野生生物並びに騒音公害が含まれる。Defra guidance on environmental impact assessment (<http://www.defra.gov.uk/corporate/regulat/impact-assessment/envguide/index.htm>) 及び財務省グリーンブック中央政府の事前評価及び評価の付属書類 2 (<http://greenbook.treasury.gov.uk/annex02.htm>) を見よ。

健康への影響評価 (Health Impact Assessment, HIA) は、政策、計画、プログラム及びプロジェクトが健康及び厚生 (well-being) に及ぼす影響、特にそれらがどのように健康上の不平等を緩和させることができるかを考慮するものである。健康が第一の目的ではない非健康部門の政策及びプロジェクトが人々の健康及び厚生に大きな意味あいを持つかもしれない。HIA は、そのような政策及びプロジェクトによって影響を受けそうな人々の健康及び厚生が維持又は強化されることを確実にすることができる。健康及び厚生のためのふるい分けの質問は Health Impact Assessment (http://www.dh.gov.uk/en/Publicationandstatistics/Legislation/Healthassessment/DH_4093617) で見るができる。

人種の平等 — 2000 年の人種関係改正法 (Race Relations Amendment Act) の下における法的義務の一部として、政府省庁を含む指定された (listed) 公共の諸機関は、提案する政策が人種の平等に及ぼしそうな影響について評価及び協議を行うための取り決め (arrangements) を設定することが義務づけられている。詳しい助言に関しては、Race Equality Impact Assessment (<http://www.cre.gov.uk/duty/reia/index.html>) を見てください。政策の提案が人種の平等に何も影響を与えないのならば、影響評価の本項にその旨を記録すべきである。

障害者の平等に関する影響評価は、既存の又は提案された政策又は実施慣行の影響が、障害者の平等への結果とどのように関係するかを評価する手順である。これには、障害者に対する実際の又は潜在的な否定的影響の検出と同様に、見逃されていた又はより有効に活用することのできる肯定的な影響を持つ機会を探ることが含まれる。詳しいガイダンスは Disability Equality Impact Assessment (http://www.drc-gb.org/docs/DED_and_Impact_Assessments_November2006.doc) で見るができる。

2007年4月6日から、公共の諸機関は、新しい法律、政策、雇用慣行及び業務執行における変更が男性及び女性に与える影響を評価する必要がある。ガイダンスは、Gender Impact Assessment (http://www.womenandequalityunit.gov.uk/equality/gender_impact_assessment.pdf) で見ることができる。

提案は人権的な意味あいを持つだろうか？ 詳細は Human Rights (<http://www.justice.gov.uk/guidance/humanrights.htm>) で見ることができる。

農村地域への影響を吟味すること (Rural Proofing) は、国内の全ての政策が農村の事情及び必要性を考慮に入れていることを確実にするための政府による取組みである。これは、政策が開発される時に政策決定者は体系的に次の事をおこなうべきであるという意味を持つ、政策手順の中の義務的な部分である：

- 特定された農村の事情又は必要性を理由に、政策が農村地方において異なった影響を持ち得るかどうかを考慮する。
- これらの影響が重大なものになり得るのなら、それらを適切に評価する。
- 必要に応じて、農村地方の必要性及び事情に適うような解決策をもって政策を調整する。
- 詳細は Commission for Rural Communities (<http://www.ruralcommunities.gov.uk/projects/ruralproofing/overview>) で見ることができる。

関連政策に対する影響評価 (Impact Assessments for linked policies)

いくつかの場合において、1つの法案又は直接結びついていないが包括的な権限の中に収められる主要方策群 (a basket of measures) — 教育技能省 (Department for Education and Skills, Dfes) によって始められた Sure Start policy initiative (訳注：貧困家庭を援助する社会プログラム) がこの一例だろう — を取り扱っているかもしれない。

これらの状況の中では、首尾一貫して全ての方策を扱う単一の影響評価を作成するのは非常に難しいかもしれない。もしそうであれば、それぞれの題目についての、適切に深みのある影響評価を、それらに関連づける単一の要約書とともに作成する方が良いかもしれない。

省庁は、独自の政策の取り扱いを判断するのに最もよい立場に置かれており、そうするように勧められている。しかし、これに関する詳しい助言は、まず第一に Better Regulation Unit、次に Better Regulation Executive に求めるべきである。

非省公共体 (Non-Departmental Public Bodies)

中央政府省庁は影響評価を作成する時にガイダンス及びツールキットに従うべきであるけれども、実施庁 (Executive Agencies) 並びに成文法上の及びその他の責任に関連する規制を作る規制者のような他の団体もまた、適切な場合はその状況に適応させた影響評価を完成させることが奨励される。

いくつかの機関は専門家を中心であるか、又は成文法上の責任を遵守して規制しなければならない。例えば、民間航空局 (Civil Aviation Authority) によって作成された影響評価は主に航空安全を考慮し、情報通信局 (Office of Communications) は通信法の下における事項を考慮する。

このような課題に一般化された費用便益分析を適用することのできる範囲には限度があり得る。規制者は、影響評価の手順の適切な適応に関する専門的な判断を持ち続けるべきである。このような事例全てにおいて影響評価の手順の精神に従うべきである。質問は、**Better Regulation Executive** に直接向けられるべきである。

非省公共体は、自分の影響評価の質をどのようにして確実にすることができるかを考慮したいと願うだろう。これには、影響評価の重要な所見を要約し、及びそれらの妥当性を確認する、チーフエコノミスト/アナリストからの寄与が含まれるであろうし、含まれるべきである。

新しい負担の原則 (New Burdens Doctrine)

政府は全体として、地方公共団体 (local authorities) に課される新たな負担に対して十分に資金が与えられることを確実にすると約束している。この約束は「新しい負担の原則」(New Burdens Doctrine) と呼ばれる。

新しい負担とは、地方公共団体の業務提供の費用を増加させる、あらゆる新しい政策又はイニシアチブと定義されている。新しい負担は、必ずしも提案された成文法上の義務の結果として生じる必要はない。例えば、法令のガイダンスは、地方公共団体に負荷され、地方税に圧力をかける追加的な費用という結果になり得る。

共同体及び地方政府が省庁のために公表しているガイダンスは **CLG New Burdens guidance** (<http://www.local.odpm.gov.uk/finance/newburd05.pdf>)で見付けることができる。

影響評価の品質保証 (Quality Assurance of Impact Assessments)

内閣府は、現在進行中の、政策決定者に対する実践上の支援を提供するために省庁と共に働く。

これに加えて、政策決定者は、影響評価の品質保証のための他の着想を考慮したいと思ってもよい。大臣の承認 (Ministerial sign-off) に関する項、特に以下の事項がここで役立つかもしれない。

- 委員会 (panel) のような内部的な制度の開発。この手法の良い例は FSA (Financial Services Authority) の市場の失敗及び高レベル費用便益分析 — 規制政策委員会に対する書類を準備している政策決定者のためのガイド (Market Failure Analysis and High Level Cost Benefit Analysis – A guide for policy makers preparing papers for the Regulatory Policy Committee) (http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/mfa_guide.pdf) である。
- 省庁は、政策提案に関する協議及び事前協議 (pre consultation) のための取り決めを開発したいと思ってもよい。

期限条項 (Sunset clauses)

一定期間を経て定期的な再検討を規定すること (sunset) は、法律が審査され、更新されること及びその目的を達した後は法令集に残されたままにならないことを確実にするための一方法である。これは、それを保持するために具体的な何かが行われない限りは、一定の期間が過ぎた後に法律が自動的に除去されることを要求するものである。これは法律全体又は特定の条項及び法的権限 (powers) だけに適用することができる。

必要に応じて、新しい政策に対して「期限条項」(sunset clause) を使う機会を探すべきである。このような場合は、実施後審査で更新についての決定が報告されるだろう。

期限を設定すること (sunset) は必ずしも常に適切なものではない。例えば、ある EU 指令を実施する規則又は企業にとってかなりの不確実性が生じる可能性がある場合がそうである。長期にわたって正当化されている法律に期限条項を使用することは、不必要に時間がかかるものになりそうである。

期限条項は特に次の場合に適切である：

- 時間制限のある問題を解決するために設計された、又は具体的条件が期限切れとなってしまうかもしれない提案；
- 特定の市場の条件に基づいた、又は市場の発展と共に除去することのできる経済

的規制に権限を持たせる方策；

- 科学的な不確実性がかなり見られ、情報が増えるにつれて異なった解決手段に結びつくかもしれない、予防原則（precautionary principle）の下で作られた規程；
- 活動の費用及び便益についてかなりの不確実性がある場合；
- 動きの早い事象又は技術によって特徴づけられる政策分野；
- 国家の権力を拡張し市民の自由を削減する方策；
- 特定の危機又は政治的及び公共的な圧力に応える規制
- 期限を設定することによって方策がより受け入れられるものになるであろう、かなりの反対に直面してとられた方策；
- Better Regulation Task Force Annual Report 2001 には、期限設定についての役立つガイドラインが含まれている。

規制説明責任のための委員会（PRA）及び政策の承認（PRA and policy clearance）

提案の類型によって、閣議合意（collective ministerial agreement）を、必要な場合は、閣内委員会（Cabinet Committee）の審議又は大臣の文書を通して求めることができる。

閣議の（collective）考慮を必要とする種類の提案には、協議文書（consultation document）、グリーンペーパー及び白書の公表並びに複数の省庁に議題が影響を及ぼす場合が含まれる。

政策の承認に関する詳しいガイダンスは「政策承認の取得」（Obtaining policy clearance）（http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/consultation/consultation_guidance/planning_a_consultation/obtaining_policy_clearance.asp）で読むことができる。

DEFRA の規制説明責任のための大臣委員会（Ministerial Panel for Regulatory Accountability）のような、提案を提示すべき省庁の大臣委員会（ministerial panel）があるかどうかもまた確認すべきである。

より幅広い閣議合意を求める前に、政策が規制説明責任のための委員会（Panel for Regulatory Accountability）からの承認が必要であるかどうかを調べる必要がある。

協議規約（Consultation code）

協議は、影響評価手順の不可欠な部分であり、したがって、政策の開発にも不可欠である。影響評価を進めて行く時は、協議を続けるべきである。影響評価は協議文書の構造を提供し、協議の返答（responses）は影響評価のための証拠を提供する。

協議は、公式又は非公式に関わらず、入手可能な選択肢、潜在的な費用及び便益並びにありそうなるリスクを含む政策提案についての貴重な情報を手に入れることを可能にしてくれる。それは、提案の意図しない結果を予見する一助となり得る。協議はまた、提案へのより多くの人々からの賛同を得る一助にもなる。

影響評価は、協議相手の人々及び組織が、考慮された政策選択肢並びに各選択肢の費用及び便益を見ることを可能にする。これは、政策の開発に向けて、彼らが寄与する機会を与えるものでもある。

内閣府の「協議の行動規範」(Code of Practice on Consultation)(<http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/consultation/code/index.asp>) を遵守しなければならない。内閣府ガイダンスのすべて (full Cabinet Office Guidance)(http://www.cabinetoffice.gov.uk/regulation/consultation/consultation_guidance/index.asp) にも従わなければならない。

規制代案の有効化 (Validation of Regulatory Alternatives)

数多くの規制についての代案 (alternatives to regulation) (例えば、行動規範、基準、品質保証) が、認可制度を通じた、独立した承認の要件又は要求につながるかもしれない。この一例は保証である。

独立した承認が求められる場合は、誰が承認の手順を実行するか、及び彼ら自身がどのように評価され規制されているかも考慮する必要がある。英国認定局 (The United Kingdom Accreditation Service) (<http://www.ukas.com/>) は、様々な独立した承認手順の設置及び規制に関する助言及び支援を提供できる団体である。

EU 交渉への影響評価の使用 (Using an Impact Assessment in EU negotiations)

EU の提案に対する英国の影響評価の作成

英国内で効力を持つ、又は英国内での実施が求められる EU の提案は、英国政府独自の提案と同様に影響評価を行うことが求められる。影響評価は、英国の交渉の立場及びそれに関する閣議合意に情報を与えるために作成されるべきである。ヨーロッパの提案について、これには指令、規則、決定、EU 条項の技術的施行規則 (technical adaptation) 並びに第二及び第三柱の協力の下での結合の立場及び協定 (conventions) が含まれる。

欧州委員会の影響評価の使用

欧州委員会は、「年次立法及び作業プログラム」(Annual Legislative and Work Programme) (http://ec.europa.eu/atwork/programmes/index_en.htm)に含まれる全ての重要な提案について影響評価を作成することを約束している。委員会は、影響評価は何を扱うべきか、及びどのようにそれを行うべきかについての包括的なガイドライン (http://ec.europa.eu/enterprise/regulation/better_regulation/impact_assessment/docs/sec_2005_791_guidelines_annexes.pdf) を持っている。

そうするように委員会から要求があったのなら、提案によってもたらされそうな影響に関する英国のデータを分かち合うことを考慮すべきである。潜在的な提案が英国に与える影響について委員会が十分に認識していないと思った場合は、英国のデータを考慮するよう委員会に直接働きかけるイニシアチブをとることを考慮すべきである。

委員会の影響評価は、EU 立法の交渉をしている担当官にとって貴重な証拠の基盤であり、提案そのものが討議される前に影響評価が理事会 (Council) の交渉で審議されることが重要である。必要であれば、この実施慣行に従うよう、会議の議長に働きかけるべきである。

影響評価がそれ自身のガイドラインに適合していなければ、特に次のような場合であれば、委員会からの釈明が求められるべきである：

- 徹底的な協議の証拠に欠けている — 協議に関するガイドライン (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2002/com2002_0704en01.pdf)を見よ。
- 実行可能な選択肢が含まれていない
- 効果の適当な定量化が含まれていない

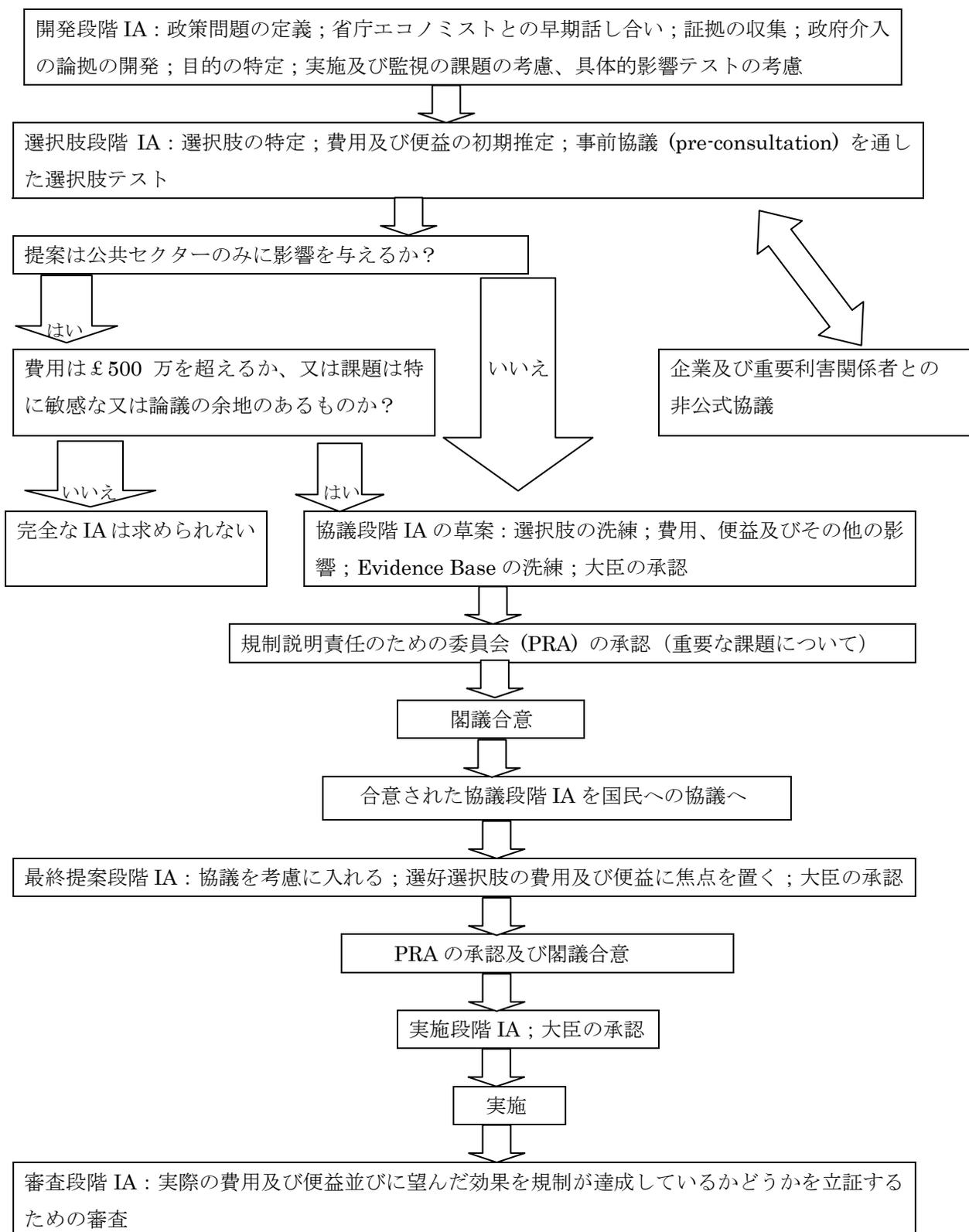
英国の立場に対する支援を得るために他の加盟国に働きかける時は英国の影響評価を役立てるべきである。それは、委員会の影響評価によって識別されなかった、他の加盟国にも影響を与えるかもしれない潜在的なアウトカムについて注意を喚起し得るかもしれない。ヨーロッパ議会の英国の議員及び委員会の報告者 (committee rapporteurs) のような他の議員と影響評価を分かち合うことも考慮すべきである。

理事会及び議会は、委員会の提案の実質的な修正に関する影響評価を行うことを約束している。英国の影響評価が、委員会の提案又は影響評価によって扱われていない、証拠に基づく可能な代替政策のアウトカムを指し示すデータを包含しているのなら、修正に関する影響評価を作成するよう委員会及び議会に働きかけるべきである。

内閣府欧州事務局に関する詳しい情報は欧州事務局のウェブサイト (http://www.cabinetoffice.gov.uk/secretariats/european_secretariat/index.asp) で提供されている。

影響評価 (IA) フローチャート (Impact Assessment flow chart)

以下の表は、影響評価を作成する様々な段階を概説するものである。



公表 (Publication)

大臣によって承認された全ての最終的な影響評価は、容易に見付けることができるように省庁のウェブサイトの中央位置に公表されなければならない。政府は将来、公表された影響評価全ての要約が、省庁ウェブサイトの影響評価へのリンクと共に入手可能になる新たな分野をインターネットに設置するだろう。

そうして、このデータは、ユーザーによる影響評価文書の検索、選別及びダウンロードを可能にする影響評価のダイナミックな索引を提供するために使われるようになるだろう。

すべての最終的な影響評価のコピーは、議会の上下両院の図書館にも置かなければならない。

影響評価のコピー 3 部は次の住所へ：

Deposited Papers Clerk
Oriel Room
House of Commons Library, London SW1A0AA

Deposited Papers Clerk
Derby Gate Library
1 Derby Gate, London SW1A 2DG

Deposited Papers Clerk
The Library
House of Lords, London SW1A 0PW

問い合わせは Deposited Papers Clerk、電話 020 7219 2004 又は hclibrary@parliament.uk まで。

規則書 (Statutory Instruments) については、説明注釈 (Explanatory Note) の中で、影響評価が入手可能であること、及びどこから入手することができるかを述べるべきである。

議会で討議されるべき全ての法案及び規則書についての影響評価のコピーは Vote Office (50 部) 及び上院の Printed Paper Office (10 部) において入手可能にするべきである。

影響評価は関連の常任委員会が入手可能とされるべきである。

政府の法案については、影響評価の要約が法案の説明覚書の一部を構成する。方策を正当化するよりもむしろ、これは費用及び便益の中立的な陳述であるべきである。以下の文言の標準様式を使用して、完全な影響評価をどこで入手することができるかについての言及を含まなければならない：

「本法案が持つ費用及び便益の最終提案段階影響評価は……（議会の中で影響評価が入手可能な場所の一覧を挿入）において入手可能である。」

EU 立法 (European legislation) については、影響評価は議会に提出される全ての説明覚書に添付されなければならない。期限までに完全な影響評価を作成することができない場合は、説明覚書に最良の初期評価が含まれ、可能な限り早く影響評価が続いて提出されることを確実にすべきである。

政府が支持しようとしている、又は反対を意図していない議員提出法案 (Private Member's Bill) の場合は、第2読会 (Second Reading) の期日までに影響評価を作成すべきである。

法案への反対を正当化するための証拠を手に入れるために、反対されている議員提出法案に対して影響評価を作成することは良い慣行である。

規則書が、それ自身が影響評価の対象である議員立法 (primary legislation) に直接結びついている時は、省庁は、再公表が必要であると考えられるかもしれない — その時点で費用及び便益の推定値が変わっていなければ再公表は無用かもしれない。

規則書が、かなり早い時期の議員立法によって作られた権限の下に置かれた時又は議員立法の条項とは異なった特定の変更に関連する時は、影響評価は通常の方法で公表されるべきである。

連絡先の詳細 (Contact details)

影響評価の特定の部分に関連する連絡先の詳細はその関連項目の中で見付けることができる。加えて、次の事柄が役に立つであろう。

内閣府より良い規制局 (Cabinet Office Better Regulation Executive)

Better Regulation Executive の役割は、規制及び政策の提案が公正で効果的なものである

ことを確実にする一助となるために政府省庁及び規制者と共に働くことである。

Better Regulation Executive は影響評価の使用者であり、影響評価の質を保証する意図はない。

住所： Kirkland House, 22 Whitehall, London, SW1A 2WH

電話： 020 7276 1745

ウェブサイト： www.cabinetoffice.gov.uk/regulation

内閣府ヨーロッパ事務局 (Cabinet Office European Secretariat)

内閣府ヨーロッパ事務局は、異なった EU の意思決定手続きに関する情報及びガイダンスを作成する。

住所： 70 Whitehall, London, SW1A 2AS

電話： 020 7276 0086

各省のより良い規制室 (Departmental Better Regulation Units)

本ガイドの中の影響評価の課題に関する詳しい助言を求めるために第一に問い合わせをすべきところが、省における良い規制及びより良い政策立案の原理を設立及び振興することを業務とする BRU である。

BRE は BRU の連絡先の詳細を提供することができる。020 7276 1745 に問い合わせして下さい。

内閣府経済及び国内事務局 (Cabinet Office Economic and Domestic Secretariat)

内閣府経済及び国内事務局は政策立案の手続きに関する情報及びガイダンスを作成する。

住所： 70 Whitehall, London, SW1A 2AS

電話： 020 7276 0083

影響評価例 (Example Impact Assessment)

この仮説的な「要約：介入及び選択肢」並びに「要約：分析及び証拠」の完成例は、影響評価の中で利害関係者及び政策決定者にとって役に立つと思われるであろう種類の資料を例証するよう設計されている。これは、焦点を当てた **Evidence Base** 及び影響評価に添付される具体的影響テストによって支持されるだろう。

要約：介入及び選択肢

関心事省		燃素削減の影響評価
段階 選択肢	第2版 2007年5月14日	関連の公表 小型機械産業戦略

閲覧又はダウンロード可能なウェブページ：www.abcd.DIT.gov.uk

問い合わせ担当者氏名：アラン・スミシー

電話番号：2080808088

考慮中の問題は何か？政府の介入がなぜ必要か？
 小型機械産業は、燃素中毒の原因と考えられている燃素を大量に排出している。燃素中毒はコミュニティーに年間 400～900 万ポンドの費用負担をかけていると推定される。広いコミュニティーに課される費用を小型機械産業が負担しないため、政府の介入が必要である。

政策の目的及び意図される効果は何か？
 競争力のある小型機械産業を保持しながら燃素の排出を削減させるため。
 意図される効果：2010 年末までに燃素の排出の安全なレベルまでの削減。

どのような政策選択肢が考慮されているか？ 選好される選択肢があれば正当化して下さい。
 1. 介入がない；
 2. 低排出小型機械導入のための自発的な産業規範；
 3. 3 年間に渡って段階的に行われる低燃素排出小型機械の新基準；
 4. 新装備のための助成金を通して、燃素化を排除する小型機械の生産を促進する；
 5. 燃素の生産を抑えるための課徴金の導入。

実際の費用及び便益並びに望ましい効果の達成を立証するためにいつ政策が審査されるか？
 2010 年 5 月

大臣の承認 協議段階影響評価用

私は影響評価を読み、入手可能な証拠を所与として、それが有力な選択肢の適切だと思われる費用、便益及び影響の理にかなった見解を表している」と満足している。

責任大臣による署名

年月日

大臣の承認 最終提案/実施段階評価用

私は影響評価を読み、それが、(a)政策の予期される費用、便益及び影響の公平で理にかなった見解を表し、並びに (b)便益が費用を正当化していると満足している。

責任大臣による署名

年月日

要約：分析及び証拠

政策選択肢 3	説明：小型機械の新基準			
年次費用 1 回限り 1900 万ポンド 年数 3 (移行) 平均年次費用 (1 回限りのものを除く) 320 万ポンド	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された費用の説明及び規模： 小型機械の生産はウィジェットデールに集中し、この地域に集中される費用は 4000 万ポンドが予想される。 総費用 (PV (現在価値)) 8240 万ポンド			
‘影響を受ける主なグループ’によるその他の重要な貨幣化されない費用：脱燃素化された小型機械の使用は初期段階にあり、軽量小型機械の使用による潜在的な費用の増加はまだ推定されていない。				
年次便益 1 回限り 適用せず 年数 0 平均年次便益 (1 回限りのものを除く) 5400 万ポンド	‘影響を受ける主なグループ’による重要な貨幣化された便益の説明及び規模：毎年、約 5%の世帯が燃素中毒の影響を受けている。この方策によって、毎年、影響を受ける各世帯につき約 30 ポンド又はこれらの世帯に対して現在価格で 2 億 2000 万ポンドを削減することができるだろう。 総便益 (PV) 4 億 4800 万ポンド			
影響を受ける主なグループによるその他の重要な貨幣化されない便益： 燃素中毒から発生するその他の費用は測定するのが困難であるが、小型機械産業の労働者たちがより安全な労働環境から便益を得ることが予期される。				
主な想定/感度/リスク：提案は 2010 年までに 90%の遵守を想定する。燃素中毒削減による便益は不確実であり、10 年間にわたる純便益は 1 億 8 千万～5 億 14 百万ポンドと推定される。遵守の割合が 50%であれば、純便益は 1 億 8 千万ポンドになるだろう。				
価格ベース年 2007 年	期間年数 10 年	純便益幅 (NPV (純現在価値)) 1 億 8 千万～5 億 14 百万ポンド		純便益 (NPV 最良推定値) 3 億 65 百万ポンド
政策/選択肢の地理的範囲は？			イングランド及びウェールズ	
政策が実施される年月日は？			2007 年 10 月	
どの組織が政策を施行するか？			小型機械庁	
これらの組織のための施行の年次総費用は？			500,000 ポンド	
施行はハンプトンの原則を遵守しているか？			はい	
実施は EU の最小限の要件を超えるか？			いいえ	
提案される 1 年あたりの相殺方策の価値は？			未定	
温室効果ガス排出の変化の価値は？			無視できる	
提案は競争に著しい影響を与えるか？			いいえ	
組織あたりの年次費用(£-£) (1 回限りのものを除く)	極小 136	小規模 349	中規模 561	大規模 774
これらの組織のうち免除されるものはあるか？	いいえ	いいえ	適用せず	適用せず
管理上の負担のベースラインへの影響(2005 年価格) £ (増-減)				
増 30 万ポンド		減 120 万ポンド		正味の影響 -90 万

要約書のための
Evidence Base

[政策選択肢又は提案を生み出した証拠、分析及び詳しい記述を提示するためにこのスペース(最高 30 ページが奨励される)を使いなさい。情報が、本様式の p.1.及び p.2 の要約情報を明確に説明するような方法で整理されていることを確実にしなさい。]

具体的影響テスト — チェックリスト

次の表を使って、政策選択肢の潜在的な影響をどれだけ幅広く考慮したかを明示しなさい。

費用便益分析に影響を与えるいかなるテストの成果も主要な Evidence Base の中に含まれることを確実にしなさい；その他の成果は付属文書としてもよい。

着手されたテストの種類	Evidence Base 中に成果はあるか？	成果は付属文書になっているか？
競争評価		
小規模企業影響テスト		
法的支援		
持続可能な開発		
炭酸ガス評価		
その他の環境		
健康影響評価		
人種平等		
障害者の平等		
男女の平等		
人権		
農村地域への影響を吟味すること		